

令和3年舟形町議会
第2回定例会会議録

舟形町議会

令和3年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 令和3年6月3日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月8日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員(なし)

令和3年6月8日（火曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和3年6月8日(火)

出席議員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	農業委員会会長	叶内栄一
会計管理者	須貝孝子	総務課財政主査	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	沼澤伸一	教育課長	鍛冶紀邦
住民税務課長	伊藤茂樹	代表監査委員	齊藤徹
地域整備課長	伊藤秀樹	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤優

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和3年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 審議に先立ちまして、報道機関より撮影の許可の申出があります。

許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め撮影を許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。2番荒澤広光議員、6番斎藤好彦議員の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

議会運営委員長 それでは私から、去る6月1日に開催されました議会運営委員会におきまして、第2回定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告を申し上げます。

令和3年舟形町議会第2回定例会の会期は、本日6月8日から10日までの3日間とすることに決まりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、本日6月8日から10日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日6月8日から10日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和3年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

目にも鮮やかに山々の新緑がもえ、水田は田植えを終えて鏡面のごとく下弦の月を映し出し、舟形町に生まれてつくづくよかったと思える美しい風景が目の前に広がっております。

新型コロナウイルス感染症を除けば、ふだん通りの自然の営みが繰り返されていることを改めて感じております。

町では、現在も新型コロナウイルス感染者は発生しておらず、ワクチン接種も今のところは計画どおり順調に進んでおります。しかしながら、国では16歳以上としていたワクチン接種の年齢を12歳まで引き下げることとしたため、計画を変更する必要性があり、教育委員会や学校とも協議を進めております。

いずれにしましても、早期に対象町民のワクチン接種を完了し、集団免疫を高めていかなければなりません。さらには、地方創生臨時交付金を積極的に活用して、アフターコロナを見据えて第7次総合発展計画で目指す、住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」の実現に向けて、町独自の対策に取り組んでまいります。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 舟形小学校卒業式等について

3月18日木曜日に、舟形小学校卒業式が行われました。

感染防止対策として、体育館内の定期的な換気の実施や来賓招待者の大幅な制限、参加者全員のマスク着用、そして短縮した内容での式典でしたが、卒業証書授与では、例年どおり学年行事で自分が製作した和紙の卒業証書が校長から授与されました。

昨年は在校生がいない中での卒業式でしたが、今回は5年生の児童が出席し、コロナ禍の中でも最高学年として学校を引っ張ってくれた44名を大きな拍手で見送っております。

また、3月16日火曜日には、舟形中学校卒業式、3月26日金曜日にはほほえみ保育園卒園式が行われました。

(2) 災害時における支援協力に関する協定締結について

3月19日金曜日、舟形町建設業協会と災害時における支援協力に関する協定を締結しました。

これまで消防団協力事業所として、おのおのの事業所と災害協定を締結しておりましたが、舟形町防災センターの完成に当たり、防災体制のさらなる強化を図るため、町建設業協会全社に支援を依頼したものであります。

協定は、地震、風水害、雪害、火災時に町が行う災害対策活動に対し、町の要請により建設

業協会が建設機械の提供や技術員を派遣し、災害の未然防止、災害の拡大防止や早期復旧を行う内容となっております。

今後も、建設業協会と連携を図りながら、町民の安全・安心な暮らしを守るため取り組んでまいります。

(3) 舟形町福祉避難所「てとて」及び舟形町防災センター竣工式について

3月26日金曜日に、舟形町福祉避難所「てとて」と舟形町防災センターの合同竣工式を舟形町福祉避難所「てとて」を会場に実施しました。

平成30年8月の豪雨により、防災対応の拠点となる役場庁舎が浸水し、災害対策本部の機能が低下し、災害対応に大きな支障を来したことや、町内にある4つの指定福祉避難所のうち全てにおいて浸水等により避難が不可能となりました。このことから、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、災害に強い防災拠点施設及び福祉避難所を整備し、防災体制の再構築を図るものであります。

竣工式には、竹下山形河川国道事務所長、伊藤重成県議会議員をはじめ、町議会からは八鍬議長、斎藤副議長、石山産業振興常任委員長など関係者約30名からご出席をいただき、住民の暮らしを守る2つの施設の完成を祝いました。

(4) ほほえみ保育園入園式について

4月5日月曜日に、年少児19名と新たに入園する未満児9名が出席し、ほほえみ保育園の入園式が行われました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から入園式を中止しましたが、今回は換気や消毒の徹底、参列者の制限や式典の簡素化など、対策を取った上での実施となりました。

新入園児呼び上げでは、先生から自分の名前が呼ばれると、少し緊張した声で返事をしていましたが、入園許可や園長式辞では、みんな座って話を聞くことができ、とても立派でありました。在園児は参加しませんでした。新入園児の歌や行進の際には、保護者と参加者からたくさんの拍手が送られておりました。

また、昨年はコロナ禍により延期しての実施となりました舟形小学校と舟形中学校の入学式は、今年度は予定どおり4月8日木曜日に、新しい生活様式に配慮し行われました。

このほか、昨年度保育園入園式が中止となって残念だったという保護者からの声を受けて、5月28日金曜日に、年中児保育参観の中で進級式を開催しております。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種事業が、4月24日土曜日に、えんじゅ荘、ほなみ、光生園を皮切りに始まりました。続いて5月1日土曜日からは、まず83歳以上の在宅の高齢者を対象に、福祉避難所「てとて」を会場に集団接種を地区別に始めたところであります。

進捗状況としましては、5月末現在で83歳以上の方463名（80.9%）が2回の接種を終えております。また、高齢者の介護事業所においても、6月の1週目で2回目接種を終える予定となっており、引き続き72歳から82歳の方の1回目の接種を実施しているところであります。

今後、65歳以上の高齢者の接種については、7月下旬の終了をめどにしており、そのほかの一般の方については、10月までの終了をめどとしております。

（6）第40回ふながた若鮎まつりの中止について

5月14日金曜日、第40回ふながた若鮎まつり実行委員会を開催いたしました。実行委員会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベント開催に対する国や県の指針やワクチン接種状況等を踏まえ、今年度のふながた若鮎まつりの開催可否について協議いたしました。例年の規模を想定して開催することについては、感染症対策が困難なこと、規模縮小や飲食制限などを行って開催する場合、出店者の売上げが見込めず、また本来の若鮎まつりと大きく異なるものとなることから、今年度もやむなく中止とし、来年度に改めて盛大に第40回ふながた若鮎まつりを開催することといたしました。

なお、若鮎まつりで販売される予定であった鮎については、昨年度実施した焼き鮎ドライブスルーを拡大して開催することが実行委員会において決議され、事務局である町として販売方法など今後検討を進めてまいります。

以上、6件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、一般会計補正予算について1件、報告について1件、以上2件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。2番荒澤広光議員。

2番 おはようございます。

それでは、さきの通告書に従い一般質問を行います。

質問の主題としては「子育て支援事業の継続・さらなる充実を」と題して行います。

別紙として、舟形町の人口推移、出生数の推移、小学校・中学校入学者数の推移を記入した表を添付しておりますので、参考にいただければと思います。

それでは、子育て支援事業の継続・さらなる充実を。

さきの報道で、山形県内35全ての市町村で人口が減少したとの発表がありました。

舟形町でも、令和3年3月末で平成24年3月末対比1,086人減、17.7%減と人口減少が進んでおります。出生数に関しては、10年前と比較し減少はしているものの、ここ数年は増加傾向に転じているのが現状のようです。

ここ数年、町では子育て世代に住宅を供給する事業、定住促進住宅団地整備事業、民間アパート等の建設があり、これらの効果が出てきているのではないのでしょうか。小学校、中学校入学者数に関しても、10年前と比較して減少はしているものの、新入学者数の減少は鈍化しているのではと判断できます。

また、町では子育て保健福祉サービスとして、妊娠期から子育て期の切れ目ない様々な支援を行っており、近隣市町村の方から、舟形町は恵まれているとの声を耳にしました。

現在行っている子育て支援事業を後退することなく、今後も継続していくことは可能なのでしょうか。今まで行ってきた事業に対してP D C Aを再検証し、第7次総合発展計画、短期アクションプランの具体的施策に「子育ての経済的負担の軽減」とあるように、新たなプラン、アクションが必要だと思います。

コロナ感染症の影響で、子育て世帯の家庭でも、今まで以上の出費になっているものと思われます。子供は町の宝であります。昨年に子育て世帯への臨時給付金事業がありましたが、新たな支援で出生数の増加、人口減少が幾らかでも少なくなるように、小・中学校入学時の新たな支援も必要だと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「子育て支援事業の継続・さらなる充実を」についての質問にお答えいたします。

町では、第7次総合発展計画において少子化対策、子供育成プロジェクトを短期アクションプランの重点プロジェクトの1つと定め、この中で各種の子育て支援事業を展開しております。一部をご紹介しますと、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、妊婦健診費用や新生児聴覚検査費用の助成、産後1年未満の母親を支援する産後ケア事業、助産師の指導によるベビーマッサージ事業などを実施するほか、子育て家庭の負担軽減として保育料の軽減や3歳児以上の給食費の無償化、子供の出生祝い金として10万円の支給、さらには高校生までの医療費の無料化などを実施しております。

また、子育て期においては、中学校入学時の制服等購入費への助成、スポ少やクラブ活動への活動補助金、教育振興奨学資金貸付けなどの施策により、保護者の経済的負担が軽減されるよう努めております。

これらの現在行っている施策については、国・県の情勢や利用者ニーズ、事業効果等により今後支援条件や内容が変化していくことも考えられますので、P T A教育懇談会や小中学校運営協議会、母親委員会等各種会合での子育てに関する様々な意見も参考としながら、制度設計の修正や再構築を検討し、よりよい施策の実施と継続に努めてまいりたいと思います。

さて、出生数の増加や人口減少スピードを抑えるため、小中学校入学時の新たな支援が必要ではないかというご質問であります。議員からもありました、これまでの子育て支援住宅の供給や定住促進団地の整備、民間アパートの建設推進の取組によって、若者世代の転入とそれによる乳幼児の増加については一定の効果が上がっており、そしてさきに述べたような妊娠期から子育て期の様々な支援施策とともに、子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えております。

一方で、町の宝である子供たちを守り育てるために、教育委員会では共に生きる力を育成する教育の推進を掲げ、学校活動への支援として、学力の向上及び支援を要する子供の増加に対応した特別支援教育支援員の配慮や、学校裁量で重点事業、学びの充実、児童生徒の健全育成に活用できるヴィーナプラン交付金、給食を通して郷土への自信と誇りを育んでもらうための日本一の給食食育推進事業、個々の学力の底上げを支援する放課後わかあゆ塾等、様々な施策に取り組んでおります。

特別支援教育支援員の配置については、1学年当たりの配置人数は1.22人と、最上管内で最も手厚いほか、給食では町の特産物や郷土料理、プロのシェフが考案した地産地消メニューの提供など、おいしい給食を通して町の豊かさや地域の愛情を心に刻んでもらい、町への愛郷心を育む取組の1つとして位置づけております。

町としましては、子育て家庭への支援が経済的負担の不安解消だけではないと考え、現在進めている保小中連携による共に生きる力を育成する教育の推進や、教育環境の整備、そして今後は子供たちの成長を第一とした義務教育学校等小中一貫教育に向けた検討を進めてまいります。

子供の成長にとって魅力ある学校にしていくことが子育て支援であり、児童生徒数の増加や維持にもつながっていくものと考えております。

2番 今ほどの答弁書の中の最後のほうですけれども、魅力ある学校にしていくことというふうなところがありますけれども、町の第7次総合発展計画の短期アクションプラン、基本目標2の町の宝を守り育てる町で、学校が好きだと調査結果がまとまっているところがありました。

その中で、平成30年度末現在の実績値ですけれども、学校が好きだという子供たちが、小学校4年生では73%、5年生では62%、小学校6年生では51%、そして中学校に来ると、中学校2年生では20%、そして3年生では31%というふうな数字が載ってありました。

残念ながら、学年が上に来るにつれて下がっているという結果だと思いますけれども、これらの数値をどのように分析しているのかお聞きしたいと思います。

町長 ただいま言いましたことにつきましては、教育委員会から答弁させていただきたいと思っております。

教育課長 ただいまの質問にお答えします。

アンケート調査によって、舟形が好きだというような指標を調査しているわけですが、けれども、確かに小学校から中学校、学年が上がるにつれて、このパーセントが減っているという現状について結果のほうを示しているとおりでございます。

この内容について、教育委員会でもいろいろと考えているところなんですけれども、この原因としては、単純に学年が上がるにしたがって、やはりいろいろな子供たちの考え方という中で、いろいろな経験を積んでいる中で、ほかの他事例、他市町村、全国の状況等の情報がすごく入ってくるような環境にあると考えております。

そういった中で、舟形町が好きだというような単純な質問なんですけれども、それに対して、低学年のうち、単純に舟形の好きなところを捉えて、そういうところがあれば好きだと回答していると考えておりましたけれども、学年が上がるにしたがって、いろいろな要素、舟形町とほかの自治体との比較であったり、あと身の回りの自分の環境や人間関係であったり等細かいところに考えを巡らせての回答をされているということと想定して、単純に好きだ、嫌いだの中でのパーセンテージが落ちてきているのかなと考えております。

町としては、この回答、好きだというような回答の率を上げていくために、学校のほうでもいろいろなサポート、子供たちへのサポートを通して舟形のよさを知ってもらったりというような活動を続けていく努力を今後もしていく考えでいるところであります。

2番 これに関しましても、目標値が80%の子供たちから好きになってもらうという目標値があるようですので、ぜひこの残念な、今現在の現状ですけれども、これをもっと分析して、子供たちが何を望んでいるのか、ぜひもっと分析していただきたいと思います。

確かに、私も多分学年が上に進むにつれて、あまり勉強も好きなほうではなかったもので、こういうふうな数字に私も多分なっているのかなとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問のほう、赤ちゃんのほうに戻りますけれども、児童福祉総務事業の、昨年度までは子ども養育支援金ですか、これは今年度からすすく赤ちゃん祝い金として事業が今年度新たにスタートしているようですけれども、この事業は、今まで継続して、いつ頃から継続されている事業なのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 子ども養育支援金事業につきましては、いつから始まっているかというご質問でありますが、いつから始まったのかということについては、はっきりお答えできる答えを今持っておりません。以上です。

2番 では、後で教えていただきたいと思います。

あと類似ですけれども、毎年決算の資料で主な施策の成果報告書、こういうふうなまとめがありますけれども、この中で目的、事業内容、あとは成果がまとめられておりますけれども、

特に今回のすくすく赤ちゃん祝い金のような継続される事業につきましては、次年度に向けた課題というふうなところもあっていいのかなと思って見ているんですけども、その辺の考え方はどうなのか教えていただきたいと思います。

町長 これは、生まれたお子さんに対して10万円を支給する事業でございますけれども、そのやり方とか、それらについては、どのやり方がいいのかというのを日々考えながらやっていることでございまして、時代に合ったような制度を考えていると。今回、名前も変わりましたとおり、そういったところの制度を見直しながら、名前を変えただけではというところもあるんですが、そういった形の中で子供たち、そして出生数が少ない中で舟形町でお子さんを産んでいただいた方々に、お祝い金としての制度でございますので、いかに喜ばれるようなものであるかということを考えながらやっているところでございます。

2番 これは、令和元年度の成果報告書ですけども、この中で、今の養育支援金、これに関しましては出生数が23名、令和元年度は23名、養育支援金の申請者数が16人ということで、70%弱にとどまっているまとめでした。

これは、出生後6か月以降12か月以内に申請してくださいという決まりごとがあるようですけども、この16人しか申請しなかったというのは、養育支援金を必要でなかったため申請しなかったのか、申請忘れなのか、その内容は把握しているのかどうか教えていただきたいと思います。

町長 この事業につきましては、前に、生まれたときに10万円を支給しておりましたが、その後すぐに転出されるというふうなことがありましたので、生まれたときに5万円、そして1年後にまだ舟形町に住んでいらっしゃる方がまた申請していただいて5万円というふうなことでありますので、その出生者数と申請者数の数の差というのは、そういった関係で生まれてきているものでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

2番 やはり、舟形町では年間二十数名、30名弱の赤ちゃんしか生まれてないという現状でありますので、ぜひ対象者に対しては、申請忘れということがないようにフォローを今後していただきたいと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 養育支援金事業につきましては、申請漏れということは今のところございません。申請につきましても、6か月というものをこちらで経過を見まして、対象者には連絡したりしておりますので、今後ともそういうもらい忘れのないように指導しながらやっていきたいと思っております。以上です。

2番 ぜひ継続してフォローのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育所設置事業に関して質問をいたします。

延長保育の利用児童数ですけども、これも平成30年度では延べ170名、そして令和元年度は年度末のコロナ感染症による学校休業というふうな影響がありまして、延べ238名と大幅に

増加しているような現状になっています。

今現在は、学校休業というふうな措置は取られていないんですけども、この延長保育、これは上限は今のところ何名ぐらいまで対応可能なのかというところはつかんでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 延長保育につきましては、朝の延長と夕方の延長保育ということであるわけでありまして、現在、その日によりましていろいろ変更はありますけれども、夕方の延長で10名前後というところで利用者がおられるようでございます。

ご質問にあるように、何人までということでありまして、こちらにつきましては、利用される申込みに応じまして、事前に保育士の配置を決めておりますので、何人という総数の枠というものは定めておりませんが、そういった中で保育士を事前に配置するような工夫をしながら、申込みについては今のところ全てにおいて受けることができるような状態になってございます。

2番 やはり、今いろいろな問題と申しますか、コロナの中で状況が変化しておりますので、ぜひ今後また問題が発生したときに、今の体制だったら何名まで受入れは可能ですよというふうな、ぜひシミュレーションが必要だと思いますので、ぜひその辺の考え方もお聞きしたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

議長 再開します。

教育長 ただいまの質問について、延長保育についても当然、児童の年齢に応じた保育士の配置人数ということもございまして、そういったところについては、やはり保育所の業務のシフトもあります。そういったことを踏まえて検討をしながら受入れを今しているという状況であります。ただ、断ったというふうなことは結果的にはないんですけども、今議員さんがおっしゃるとおり、やはりシミュレーションを組むというふうなことも必要だと思いますので、検討させていただきたいとおもいます。

2番 よろしくお願いたします。

続いて中学校に関してです。

舟形町では、中学校入学時の制服等の購入費補助金という補助もされているようです。今年度は138万円計上されていまして、保護者にとっては大変ありがたい事業で助かっているのかなと思いますけれども、これに関しましても、中学校に入学するときはこういうふうな制服の補助をもらって、皆さんが新しい制服で入学するわけですけども、3年間で体格が大き

くなって着られなくなったというふうな子供さんも多分出てくると思いますので、今では、お母さん方の友達同士で制服を譲り受けるとか、そういう話もよく聞きますけれども、これを中学校全体としてですけれども、お下がりといいますか、リサイクルというふうな言葉なのかどうか分からないですけれども、もったいない精神、今でいうSDGsにもつながる内容だと思いますので、ぜひその中学校で制服を保管しておいて、リサイクルという考えは今までなかったのか、あったのか、お聞きしたいと思います。

会計管理者 ただいまの質問にお答えします。

私が教育委員会のとき担当していたんですけれども、制服のリサイクル、制服も高いものですから、制服のリサイクルが必要ではないかということで、母親委員会と協力いたしまして、制服のリサイクルを実施した経過がございます。以上です。

2番 私もやはり、高いというふうなイメージがありますので、ぜひこういうふうなリサイクルといいますか、お下がりバンクというのか、ちょっと分かりませんが、こういう制度がなぜ消えてしまったのかなというふうな、答弁を受けながら、今感じたところだったんですけれども、その辺が分かれば教えていただければなと思います。

教育課長 制服のリサイクル関係に関してなんですが、当時母親委員会の方がいろいろとご協力いただきまして行った時期もあったということなんですけれども、現在の状況を見ますと、そういった学校から、保護者の方の間で知り合い同士で制服とかジャージとか、そういったものを融通し合ったり、あとは兄弟が卒業した際には、下の子が上の子の服を着るというようなことが一般的に行われているようです。

そういった初めてのお子さんであったりという保護者については、そういったことができなくて、地域の知り合いの方から譲り受けるという場面もあるようですけれども、やはり母親委員会等で全部そちらを集約して段取りするとなると、かなりの負担がかかってしまうというような話もありますので、この件につきましては、もう一度学校とも相談させていただいて、保護者からそういった要望が多く寄せられているようであれば、母親委員会にも話をしながら、こういった対応について可能性を検討させていただきたいんですけれども、現状のところでは、学校からはそういった取組の実施の要望、強い要望が上がってきているというような報告は受けていないものですから、この機会に学校に今の話をさせていただきたいと思います。

2番 制服につきましては、やはり保護者とか、今話に出た母親委員会、その方々がどういうふうな考えを持っているのか、ぜひ調査して、これでもいいよねというふうな声があればですけれども、ぜひ中学校が窓口とでもなって、お母さん方に提案をぜひしていただきたいと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

教育長 今、課長が言われたとおりなんですけれども、ちょっと補足としましてですけれども、

前にやはり、中学校の制服の材質がすごい高価だということで、金額も張るということもあって、素材について検討した経過があります。その当時、平成二五、六年ぐらいなんですけれども、そのときに少し定価を安くして、素材を下げてというふうな対応もした経過があります。

今、議員さんおっしゃるとおり、やはり母親委員会等の意見を伺いながら、負担にならないような工夫を今後していきたいと思います。その辺のところについて、学校とも協議しながら対応していきたいと思います。

2番 ぜひ、もったいないとか持続可能な開発目標という言葉も今ありますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に、小学校に関してですけれども、保育園あるいは中学校で様々な制服等々の補助金が浸透しているようですけれども、子供たち、小学校入学あるいは出生数ということで、入学する子供たちをなるべく減らさないようにということで、質問の中にも書いてありました、小学校入学時の入学祝い金を制度化するというふうな舟形町の子育ての目玉のサービスとして、来年度の予算の中に計画する考えは、ぜひお願いしたいなと私は思っているんですけれども、計画化する計画はあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

町長 議員さんからご提案いただいた件につきましては、検討はさせていただきますけれども、基本的に舟形町の子育てに対する考え方につきましては、舟形町の未来を担っていただける町の宝だという姿勢の中で、いろいろな施策を打っております。

その中で、やはり単純にお金を補助するということがいいのか、例えば中学校の場合ですと、部活をする際に保護者の方々の数が減ってきている中で、そういったものを支援するということで、中学校の部活の補助とか、わかあゆ放課後塾とか、そういうことで学力を上げたりする一方、さらには保育所、小学校、中学校と併せまして日本一のおいしい給食食育事業ということで、これは舟形町の農水産物等を含めまして、おいしいものを食べていただくというような施策も講じております。

これらについては、給食の無償化という考え方もあるんですが、それは保護者の負担軽減にはなるんですが、給食の内容等については、無償化になっても変わらないという実情がございます。子供たちには、その分影響がないので、そういったことを考えまして、舟形町としましては、おいしいものを食べていただくということで、まずはシェフの方からも調理方法であったり、舟形町のおいしいお米、野菜、鮎とかそういったもろもろのものを食べていただくようにしていると。おいしいものを食べて大きくなっていただきたいというような独自の政策がございます。

そういった中で、管内でも小学校の入学をしているところが金山町とか大蔵村とか鮭川村とかございますけれども、それはそれぞれの独自の考え方だと思いますけれども、やはり舟形

町の目玉ということについて、小学校の入学金をやるというふうなことが目玉であっては、舟形町の宝を育てるという意味では、少し意味合いが違うのかなと思っております。

我々は、やはり子供のことを一番に考えて、子供たちがいい学校生活を送れるようサポートしていくのが町としての役目なのかなと思っておりますので、現金を補助するという方法もあるかと思いますが、それとは違う方法でやるのが舟形町の目玉の政策ではないかと考えているところもございまして、来年の当初予算に計上しろというご提案でございまして、そこは検討させていただきますけれども、その方向よりは、子供たちを側面から支援することが重要かなと思っておりますのでございまして。

2番 やはり、どこの市町村でも子育ての支援というふうな、いろいろなアイデアが出ているようですけれども、やはりどこの市町村よりも目立つ支援というんですか、そういうのが大事なのではないかなと思っております。その中では、やはり日本一の給食食育事業ですか、それに関しましては、舟形町に特化した事業ですので、大変いい事業なのかなと私も思っております。

ちなみに、今年度はどういうふうな内容を計画しているのか、教えていただきたいと思いません。日本一の給食に関してですけれども。

教育課長 この事業につきましてですけれども、昨年度来、コロナ禍の影響で、かなりそれまでの取組が継続できなかった部分がございます。今年度、基本的には子供たちに地産地消のふんだんに使ったおいしい地元産の食材で調理した給食を食べていただくという理念の下に、これまで同様の取組としては、地産地消の農家から提供していただいた食材を使って子供たちに提供していきたいと思っております。

今年度も、3名の町内出身のシェフの力を借りて、そういったメニューの開発と提供も引き続き実施していくこととしております。

それから、これまで鮎の給食への提供というところについても、今年度も焼き鮎の提供等も含めてこれまで以上に力を入れて、地元の名物である鮎を給食に取り入れていきたいと考えております。

あと、今年度新たな取組としては、給食甲子園というイベントといいますか、そういった全国で行われている事業があるんですけれども、そういったものに今年度からチャレンジしてみたいと考えておまして、これは県の代表等が、最終的には全国大会というのがあるんですけれども、それに向けてまずは第一歩を踏み出してみたいと考えております。

議長 時間となりましたので、以上をもって荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして1番内昌樹議員。

1番 では、さきの通告書により3つの一般質問を行いたいと思っております。

主題といたしまして、「持続的発展」で町の目標は。

地域プロジェクトマネージャー任用の条件は。

ヤングケアラー支援の実態調査はという質問でしたいと思います。

初めに「持続的発展」で町の目標は。

新たな過疎法が成立し、過疎地支援の目的を「自立促進」から「持続的発展」に変更になったわけですが、新型コロナウイルス感染症で、大都市においては十分な生活空間の必要性や地方への移住意欲が高まっていると思います。

新聞によると、東京一極集中是正と地方への分散型社会の加速を目指すとのことのようなのであるが、都会からの移住者や若者の田舎回帰の機運が高まっている今が絶好のチャンスではないでしょうか。

田舎暮らしで雪国でも安心して生活できるように考慮すべきと思うが、町長の考えをお伺いいたします。

続きまして、地域プロジェクトマネージャー任用の条件は。

3月定例会で地域プロジェクトマネージャーの募集について質問し、具体的な検討はできていないとの答弁で、まずは地域おこし協力隊の募集を最優先したいと伺いました。

最近の新聞等で、各市町村の協力隊が任期を終了してから定住し、活躍している記事を最近よく見ます。舟形町でも1名の協力隊員が定住している状況ではありますが、全国においては、令和2年度で過去最多の5,464人の隊員が活躍していて、元隊員の約6割が定住しているようです。

やはり地域の活性化には人材が必要で、期待は大きいと思うのですが、協力隊とスキルの異なる外部の専門人材と連携しながら地域振興を推進する地域プロジェクトマネージャーも欠かせないものだと思いますが、任用については協力隊が採用されたら検討するのか伺います。

続きまして、ヤングケアラー支援の実態調査は。

政府の方針で、ヤングケアラーの支援策を「骨太の方針」への反映を目指すとしているが、家族や兄弟の世話を担う18歳未満の子供支援策であるようですが、同居家族も多い舟形町での実態調査は行っていくのか。今後の子供の相談や支援体制について、町として考えがあるのかを伺います。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の「「持続的発展」で町の目標は」についてのご質問にお答えします。

これまであった過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎え、4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和13年3月31日までの10年間の期限で施行されました。

その目的は、これまでの過疎地域の自立から過疎地域の持続的発展に見直されており、前文において移住定住の促進や情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域への課題の解決に資する動きを加速させ、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資

源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう全力を挙げて取り組むことが極めて重要であると記載されております。

本町においても、昨年からスタートした第7次総合発展計画の6本の柱と1つの基盤からなる7つの目標に基づき、将来像である住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」の実現に向けた各種事業の推進により、当町の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

そのような中で、議員のご質問にもあるように、近年の都会からの移住者や若者の田園回帰の機運の高まりは、コロナウイルス感染症の拡大予防対策の1つでもあるリモートワークなど、デジタル化の推進により一層拍手がかけられ、地方においては移住者を呼び込むチャンスであると捉えております。

町としては、第一に住んでいる人が誇れるまちづくりの取組が必要と考えております。「おかえり！孫プロジェクト」事業や就農支援、就業支援、子育て支援をはじめとした移住関連事業は、町のよさを子供や親に知ってもらい、将来住む場所を考える際に舟形町が選択肢の1つとなることと併せて郷土愛の醸成を図る上でとても重要な取組であります。

また、5Gなどの高速通信網を活用したデジタル化の推進は、生活環境や学習及び就業環境の向上と併せて、移住に限らず定住にも必要な条件であり、県内自治体に先行してデジタル化の推進に取り組んでいるものであります。

加えて、町の基幹産業である農業への就農により生活できるよう、農業次世代人材投資事業をはじめとした各種支援策や、空き家バンク、新築・リフォーム補助、民間アパート建設費補助等の住居に関する支援により、雪国でも安心して生活が送れる仕組みづくりに取り組んでまいります。

生活環境は、全てを都会と同じようにすることはできませんが、前述の取組も含め、町総合発展計画に基づいた各種事業の推進により、過疎地域の持続的発展という目的のため「先進的少数社会」「にぎやかな過疎」という視点を重視しながら、舟形暮らしを理解し楽しんでいただける方の移住に取り組んでまいりたいと考えます。

次に、「地域プロジェクトマネージャー任用の条件は」についてのご質問にお答えします。

最初に地域プロジェクトマネージャーの制度が創設された経過及び概要についてご説明いたします。

地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが重要ですが、そうした関係者を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる人材が不足している場合があります。そこで、市町村がそうした人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度を総務省が創設したものであります。

任用の主な条件としては、その人物像として5年以上の地域または行政プロジェクトのマネ

ジメントの経験や、行政と地域のコミュニケーションが分かり、民間との接続もできる方とされており、地域要件としては、地域おこし協力隊と同様で、東京、名古屋、大坂を中心とした三大都市圏または三大都市圏外都市地域から条件不利地域へ住民票を移動することが上げられます。

また、働き方としては、地域コーディネーター橋渡し役として行政と地域及び民間の関係を構築、観光協会や観光地域づくり法人（DMO）及び地域商社の事務局長などが想定されており、人物像及び働き方については、地域おこし協力隊と比べ高い専門性とスキルが求められ、それと同時に、町においても行政、地域、民間が連携して取り組む重要プロジェクトが必要となります。

3月議会での質問にお答えしたように、まずは地域おこし協力隊の募集に取り組んできたところ、さきの議会全員協議会においてご報告のとおり、6月1日より1名の方が2年ぶりに着任されました。

地域プロジェクトマネージャーの活用については、制度がスタートした今年4月より検討を行っていましたが、人物像及び働き方について、より専門性の高い人材が求められ、定住を目的としていないことから、現時点においては移住、定住、起業などの可能性を持った地域おこし協力隊の募集を今後も継続してまいりたいと考えております。

なお、近年の地域、行政、民間が関係する重要事業としては、昨年度からスタートした町第7次総合発展計画の策定や住民主体の地域づくり事業などが上げられますが、町内会長及び各課の連携と大学へのコーディネート業務委託により対応しております。

今後、地域プロジェクトマネージャーが必要と判断される地域、行政、民間が関係するような重要事業があった場合に、プロジェクトマネージャーの活用について検討をしてまいります。

最後に「ヤングケアラー支援の実態調査は」についてのご質問にお答えします。

ヤングケアラーとは、英国で生まれた言葉で、日本ケアラー連盟などによると、大人が担うような家事や病気や障害がある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子供を言います。中学生と高校生を対象に、厚生労働省と文部科学省が共同で初の実態調査を行ったところ、世話をしている家族がいると回答した中学生が5.7%、17人に1人、高校生が4.1%、約24人に1人いるということが分かりました。

クラスに1人から2人いる計算で、幼い兄弟や身体障害者を持つ父母を世話をしているというケースが多いようです。また、調査した生徒の8割がヤングケアラーという言葉を知ることがないと回答しており、社会的な認知度の低さに加え、そもそも当事者の子供自身に問題意識がないことが問題とされております。

ヤングケアラーについては、日本では家庭での問題と見られ、あまり表面化してきませんで

したが、子供の自由な時間が取れず、学業や進路に影響を及ぼすだけでなく、健全な発育や人間関係の構築を阻害するとされ、英国などでは先進的に研究が進んでおり、支援に向けた法整備が進んでいるようであります。

町では、ヤングケアラーについての実態調査はまだ実施しておりませんが、民生児童委員による地域で気になる家庭の見守りや、小中学校に配置したスクールカウンセラーによる子供の悩み相談等を実施しており、必要に応じて要保護児童対策地域協議会などの関係機関につなぎ、関係者が連携して対応に当たっているところであります。

国では、今回の調査を受けて、ヤングケアラー問題に対し支援していくことを決め、具体的には幼い兄弟をケアする子供のいる家庭に対し、家事や子育てを支援する制度の整備や、SNSを活用した悩み相談体制への支援、自治体による実態調査等を実施していく計画のようであります。

町といたしましては、今後、国や県と連携をしながら、子供たちの権利が守られ、誰もが健やかに成長できる家庭環境が得られるよう、対策に取り組んでまいります。

1番 まず片方の重点目標、重点分野として移住促進や起業、移転、雇用創出、テレワークや遠距離医療、遠距離教育などデジタル化推進、交通手段や買い物、子育て環境などを上げておりますが、ここについて、移住定住の促進、情報通信技術という答弁がありましたけれども、移住や定住の促進をする際に、過疎地域の課題として交通網の不備や豪雪での暮らしも併せたのも課題だと思いますが、そういった課題に、町としては単身世帯や自立促進のため一人暮らしを希望するような世代に対しての移住空間が必要と思うのですが、町としてどんなふうに考えているのか伺いたいと思います。

町長 議会のほうで何度も答弁をさせていただいておりますけれども、基本的には、舟形町に住んでいる方が第一番目だと。ここに住んでいる人が舟形町に住んでよかったと言ってもらえるような町にしなければ、よそから移住とかしていただける人がいないだろうというふうなことで、基本的にはそのように思っているところです。

その上で、新過疎法ができました。新過疎法の今までの自立という形から継続、持続的な発展というふうな文言が変わりました。これはやはり、人口減少を国全体の問題と捉えており、過疎地域においては持続可能な発展をしていきなさいよと。今までは人口を増やしながら自立をしていくことを目標としていた、さきの10年でありましたけれども、国全体として人口減少している中で、過疎地域にあつては過疎地域なりの持続的発展が望めるように、自分たちで工夫しながら10年間を過ごしてくださいという国の前文であるように思います。

その中で、国の前文の中にありました、コロナ禍の中で特にリモートワーク、テレワークというものが進んできているという新しい生活様式の中で、町としてそういった通信技術網とかデジタル化を進めていく上で、都会から人を呼ぶことも可能ですよということであるわけ

です。

町としましては、昨年4月から県下に先駆け、国よりも早くデジタルファースト推進室を設け、町のデジタル化を進めているところでございます。おかげさまで、その成果もございまして、町のほうでは情報化の推進計画を県内で、県よりも早く策定をさせていただきました。その中で、どういうことをやっていくかということで、それに突き進んでいるわけです。

そんな中で、NTTさんのほうからサポート契約をいただきながら、技術的な契約もしていただくということで、6月には猿羽根山に5Gのアンテナを建てていただくということで、舟形町の役場、さらには舟形中学校には5Gのサービスを利用することができるようになっております。

こういったデジタル化を進めていく上で、さらには温泉のテレワークということで、Wi-Fiの整備もいたしました。そういったところで、テレワークもできるということ、まず進めていかなければいけないと思っております。

最初から移住定住者のためにということではなく、ここに住んでいる人たちがそういった先進的な技術、5G等の先進的な技術を恩恵を享受できることが一番大事だと思っておりますので、先ほどの答弁でも申し上げました、先進的な少数社会、さらにはにぎやかな過疎というものが舟形町として必要なことだと思っておりますので、特に移住定住に特化した事業というのではなく、この舟形町が、住んでいる人が必要な先進的な技術、その住みやすさというものを頑張っていきたいと思っておりますのでございます。

1番 舟形町に住んでいる人が一番というものは分かります。3月定例会において、2番議員さんのほうで専門職大学の動きが今回本格化してきて、工事現場を見ると、工事現場のパフォーマンスがめがみちゃんになっているのに、すごい感心したところであります。

そういう方々が町内、やはり町に住む人が一番でありますけれども、今後、北のゲートウェーとか専門職大学、やはり人の流通が増える中で、町として、ましてや新庄に近い舟形町として、一人暮らしの学生やそういう人たちをどのような形で迎えるのか、検討しているのか、その点、分かる範囲で教えてください。

町長 専門職大学については、運がよかったのかどうか分かりませんが、開学が1年コロナの影響で延びました。先日も神山推進官にお会いして、町としましてはしっかりと農林専門職大学を支えていきたいということで、これは舟形町だけでなく最上管内の8市町村が一堂に農林専門職大学に期待をしているということで申し上げてまいりました。その中でやはり、農林専門職大学に非常に近い舟形町としましては、学生の実習先であったり、それから住むところについての支援をしていくということで申し上げます。

それに必要な詳細、それから学生君たちが望むようなところについては、現在、職員の中でプロジェクトチームを立ち上げまして、今その必要なところを検討しているところでござい

ます。

いずれそういった形の中で、舟形町の必要な施策というものが出てくると思いますので、そういったところを、まず町の案として作り上げまして、それをさらには県のほうとの協議を進めていく上で、じゃあ舟形町は何ができるかということを実際に申し上げまして、平成6年4月1日の開学に向けて、舟形町は農林専門職大学をしっかりとサポートしていきたいという今のところの考え方でございます。

1番 そういうプロジェクトチームがあるのは分かりますけれども、5Gの基地局が6月にできるということで、すごい前進というか他市町村にない前向きな進展だと思っております。

しかし、地域においてはやはり5Gの環境が地方ではまだ先のように見えますけれども、その点はいいですけれども、学生とかに、例えば町の家バンク、新築・リフォーム補助、民間アパート建設、最近では民間アパートも建って既に満室になっているようですけれども、この空き家バンク等についてちょっと伺いたいんですけれども、リフォーム補助等ありますが、借りたい方がリフォームする補助であって、仮に持ち主が貸し出す際に、ちょっと傷んだ箇所があって、ある程度住んでいただけるようにリフォームしたいなという場合のリフォームの補助等はあるのでしょうか。

議長 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

議長 再開します。

地域整備課長 空き家を買う人に対する支援ということでは、議員ご指摘のとおりリフォーム補助金が使えます。空き家を買う人、または買うことが確定している人についてはリフォーム補助金、さらには若者世帯であれば定住交付金、子育て世帯であれば子育て交付金、また県の中古住宅取得の借入れの利子補給なども買う人についてはあるようです。

賃貸として貸したい人に対する支援としましては、賃貸住宅リフォーム支援ということで、セーフティーネットとして賃貸することを条件に補助する制度があります。115万を上限に3分の1を支援するというようになっております。以上です。

1番 そういう制度があるのであれば、専門職大学、住み方はいろいろありますけれども、やはり学生ですので、いかに安く、例えばシェアハウスだったりとか、共有施設的なものもいいのかなどは考えておりますけれども、今後のプロジェクトチームの専門職大学に対する受入れ体制をしっかりと検討していただき、よりよい専門職大学の結びつきがあるように願いたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。これは答弁要らないです。

続きまして、地域プロジェクトマネージャーについての質問をしたいと思います。

協力隊とスキルの違う人材の起用であり、町の体制等の準備が不十分であるから起用できないということなのか、それとも必要と判断される地域として示されてからの起用に向けていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

町長 答弁の中でも申し上げましたが、町で重要なプロジェクト事業があって、そこにやはり町の人材だけではどうしてもこれを進めることができないというような場合に、地域プロジェクトマネージャーという方をお願いしながら、民間で培った技術とノウハウ、さらには民間への橋渡しというふうなことができる方ということでございますので、町として今のところ重要なプロジェクト事業というものについて、地域プロジェクトマネージャーをお願いして必要なものがあるかということになってきますと、今のところ見当たるものはないという判断の中で、この地域プロジェクトマネージャーだけを呼んできても、その方が何をすればいいのか分からないというようなことでは申し訳ないというところもございますので、その点については、まず明確にこの方をお願いして何をさせるかという、させるものもしっかりと町のほうでは用意をしなければいけないということがありますので、そういったことで、まだ地域プロジェクトマネージャーをお願いするそのものが、今のところないので、募集等については、まずは地域おこし協力隊のほうを優先だろうということで、町として考えているところでございます。

1番 そのスキルがまだ必要ではないというふうに思われるんですけども、このたび、2年ぶりに地域おこし協力隊が着任して、西洋料理の元シェフである阿部さんが募集要項で、町で示している4つのテーマと、テーマフリー型と5つの要素がありますけれども、今回の協力隊については、どのような要件での応募だったのか教えてください。

まちづくり課長 このたびの地域おこし協力隊の募集の要件については今、叶内議員のご質問にもありましたように、テーマフリー型といった募集要項に該当させているものです。

テーマフリー型と申しますのは、具体的にこれといったものではなくて、協力隊のこういった活動をやりたい、こういったことをしてみたい、町でこういったことをしてみたい、そういった協力隊の目的、あと考え方が町の考え方と合致しているといったところがありましたので、テーマフリー型として採用したものであります。

1番 テーマフリー型という形ですけども、以前の協力隊もフリー型だったのか分からなかったんですけども、温泉の仕事をしているような感じに取れますけれども、今回も温泉の配置というような形に見えますけれども、やはり西洋料理をしている方であって、どのような方向性で、どういうふうな担当をさせていくのか、その点お伺いしたいです。

まちづくり課長 このたびの地域おこし協力隊は、町の観光物産協会に配置しています。3月の議会でのご質問にもあったように、町としては若あゆ温泉あゆっこ村、温泉を含め県民ゴルフ場、あとはマッシュスタンド等があるあそこの一帯を町の一大交流施設として、これから

もっと活性化の核としてまいりたいといったところで、観光物産協会とも連携しながら、あゆっこの施設も活用しながら活性化を図ってまいりたいとお答えしていたものです。

それに伴って、今回の阿部さんは観光物産協会に、先ほど申し上げましたように配置しまして、観光協会が若あゆ温泉のセンターハウスのほうに活用を申入れがありましたので、センターハウスを活用して、阿部さんの得意分野である西洋料理等を提供していただきながら、町の特産品を活用した魅力ある食の発信をしていただきながら、あそこ一帯の活性化を目指しているものです。

1番 現段階では、元料理人ということでそういう方向性だと思いますけれども、この方が移住定住するかというのは、まだ分からないわけですが、仮にいろいろな、提携を組んでいろいろなものをしましたとした後に、この人の任期が終わって、例えばですけれども、町から離れるとなった場合に、そこまでの形式を継続できるような計画を立てているのか。町では何かしても、いずれ主催がいなくなると物事がなくなってしまうようなものが多くて、今回、西洋料理さんで、町では郷土料理とかを推進しているのに洋食になるのかなとちょっと思うんですけれども、郷土料理のほうにも力を入れていただきたいと思うんですけれども、もし一旦何かをベースをつくった場合に、ずっと継続していけるのか、そういう検討をしているのかお伺いします。

まちづくり課長 町としては、まずは観光物産協会さんと連携して、若あゆ温泉あゆっこ村エリアを活性化をまずはしていきたいと。そういった中で、協力隊の阿部さんが申込まれてきて、阿部さんの動機、目標としましては、1年後、できれば舟形町において起業を目指してまいりたいといった目標も持っているようでございます。

町としては、1年後、2年後になるかあれなんですけれども、1年後という阿部さんの目標がかなえられるよう、そしてまた町の目標でありますあゆっこ村の活性化がどんどん進んでいくように、今後のスケジュール等については打合せを行ってきております。

あと中に、郷土料理に力を入れてということがあったんですが、今年2月ぐらいに小国川漁港さんでも試食会があったんですが、鮎を活用した鮎フライとか、鮎の天ぷらといったものもできるだけ提供していただきたいといった要望もこちらではお話しして、まずは検討していただいている状況でございます。以上です。

1番 そのように、今継続できるような事業展開にしていければいいと思っております。

そして、今回のプロジェクトマネージャーについてですけれども、やはり地域協力隊として移住定住、起業の可能性で起用しているとは思いますが。でも、現段階では、2人の協力隊が町に残り、1人が定住しているようですが、できればもう一方も町に定住してほしいとは思いますが、何か住宅の抽選が外れたということで理想の定住場所の確保が困難とも伺いましたが、生活用途に合った住宅が必要とも思いますが、職場が舟形町でありながら他町

村で生活するような方々もおられると思いますけれども、そういうふうな定住してもらうことが最優先かなと考えておりますので、その点、重要視して進めていただきたいと思います。

例えば温泉全体の経営的なものを担う役割が地域プロジェクトマネージャーなのかなと、私はちょっと思っていたんですけれども、やはりシェフというのは物をつくるだけであって、経営的なものは持っていないので、そこに地域プロジェクトマネージャーという形があれば、温泉施設と町のいろいろな事業にいい影響がでるのかなと思って地域プロジェクトマネージャーの起用について打診したところであります。

その点については、どのような、地域プロジェクトマネージャーは起用しないとありますけれども、少し考えがあればお聞かせください。

町長 ただいま温泉振興公社の経営という観点の中で、地域プロジェクトマネージャーが必要なのではないかというご指摘でございましたけれども、このたび定年を迎え、2年間再任用しておりました伊藤支配人が辞められまして、新しく白鳥支配人が来られました。この方も、新庄市内のホテルの支配人をなされていた方でございますので、そういった意味では、正式な地域プロジェクトマネージャーではないとは思いますが、そのように新しい民間の考え方の中で振興公社を運営していただけるような方ではないかなと思っております。

また、地域おこし協力隊の出井君につきましては、結婚された方が大蔵村の方で、大蔵村のほうということですので、やはり地域おこし協力隊は町に住まなければならないという、できれば住んでもらいたいというのはありますけれども、やはりこれは縁でございますので、最上郡全体で捉えれば、都会から来た方が最上管内に住んでいただければ、それはそれで人口増につながるということですので、舟形町だけその恩恵を享受するというだけではなく、最上地域全体で捉えていただければと思います。なお、次は抽選で当たるように心からお祈りをしているところでございます。

1番 今後も地域協力隊の活動を重視してもらいたいと思います。

それで、地域おこし協力隊の相談先としまして、サポートデスク的なものがあるようですが、例えば2年間協力隊がいなかったわけですが、相談先とか他市町村との相談とか等を行ってきたのか伺います。

議長 時間がないので手短に願います。まちづくり課長。

まちづくり課長 他市町村との情報共有につきましては、担当者会議も定期的に行われておりますので、そういったところで情報交換をさせていただいております。

1番 時間がないので、口頭だけで最後、若年ケアラーとかヤングケアラーについてですが、やはり今までいた中での……。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、午前中の2番荒澤議員の一般質問について追加の答弁があるということですので受けたと思います。

健康福祉課長 荒澤議員よりご質問がありました、子ども養育支援金についてはいつからやっているのかということでございますけれども、これにつきましては平成15年4月1日から事業を実施しております。以上です。

議長 引き続き一般質問をお受けします。9番奥山謙三議員。

9番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

ごみ減量化及び資源化への取組を問うと題して行います。

県は、ごみ削減やリサイクル推進などに向けた第3次県循環型社会推進形成推進計画をまとめました。2030年度には、一般廃棄物の排出量は2018年度比で約16%減とするなどの数値目標を盛り込んだほか、プラスチックごみや食品ロスの削減に力を入れるなどの方針を示しています。

県の2030年度目標家庭系ごみの排出量は、1人1日当たり408グラムとしています。2018年度は528グラムでありました。

舟形町の現状は、家庭系廃棄物全体の処理量は減少傾向にありますが、人口1人当たりの処理量は10年前より増加しています。舟形町の目標は、1人当たりのごみの排出量は、2018年度1日当たり554グラムから、2024年度目標526グラムとなっています。

資源化の取組として行っている集団資源回収は、回収量の減少が進んでいるようです。SDGsの目標達成のためにも、ごみ減量化及び資源化への取組を強化すべきと思うが、舟形町ではどのように進めるのか質問します。

町長 それでは、9番奥山謙三議員の「ごみ減量化及び資源化への取組を問う」についての質問にお答えします。

第3次山形県循環型社会形成推進計画は、3月29日に公表され、昨日、6月7日、最上総合支庁において説明会が開催されたところであります。計画は、第4次山形県環境計画の分野別計画として作成され、山形県食品ロス削減推進計画、第2次山形県海岸漂着物対策推進計画も盛り込まれております。

計画では、山形県が目指す将来の姿として、①県民や事業者が高い意識の下、3Rを実行し、ごみの発生量の最小化が図られている。②循環型産業が発展し、バイオマスプラスチックな

ど再生可能資源を含む様々な製品が産業分野や消費生活などのあらゆる場面で広く普及している。③廃棄物の適正処理や清掃美化活動の推進、ポイ捨て・不法投棄の撲滅により、美しく豊かな自然環境と快適な生活環境が保たれているとしております。

その将来の姿の実現を図るための基本目標が、（１）全国一ごみの少ない県を目指して、（２）リサイクル等の循環型産業を振興、（３）はだして歩ける庄内海岸となっております。

計画では、ごみの発生抑制に関する基本的数値目標として、生活系ごみから集団回収量、資源ごみ、直接搬入ごみのうち資源として利用されたものを差し引いた１人１日当たりの家庭系のごみの排出量を平成30年度で県平均528グラムだったのを、令和12年度に408グラムにするとしております。１人１日当たりの家庭系ごみの排出量の本町の現状は、景気が回復した平成24年度に前年度より45グラム多い554グラムとなって以来、550グラム前後で推移し、平成30年度は555グラムになりましたが、令和元年度に569グラムに増加いたしました。

増加した要因は、１人１日当たりのごみの量は平成30年度764グラム、令和元年度763グラムとほぼ横ばいですので、集団回収量、資源ごみ、直接搬入ごみのうち資源として利用されたものの数量が減ったためと考えられます。

次に、集団回収量の状況を説明しますと、紙類で、平成24年度143トン、１人１日当たり65グラム、平成25年度112トン、１人１日当たり52グラム、以降50グラム台で推移し、令和元年度は100トン、１人１日当たり53グラムとなっております。

回収量が減となった大きな要因として、新聞紙の回収量が平成24年度69トンから令和元年度50トンと19トンの減少、雑誌類が29トンから20トンに減少しております。これは、パソコン、スマホの普及による新聞等の活字化離れがそのまま回収量にも反映されたものと考えております。また、スーパー、量販店、エコプラザもがみ等回収する事業所が増えたことも減少の要因と推定されます。

町でも回収を進めるため、平成28年度より小型家電、古着等の回収を始めたほか、令和2年度には資源回収団体への補助金交付の要件である回収回数を年3回以上から年1回以上に緩和しましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止の関係か不明ですが、総量78トン、１人１日当たり42グラムと減少しております。

ごみの量につきましては、レジ袋の有料化等の減少の要因や、巣籠もり需要や新型コロナウイルス感染症対策のマスク等の増加要因があり、増減の理由を正確に把握することは困難ですが、社会環境が大きく変化する中、改めて町民一人一人のごみ減量化と資源化に対する意識づけを行うため、ホームページ、広報等による啓発活動に努めてまいります。

9番 今回の一般質問につきましては、かなり細かいところの数字等も再質問の中でさせていただきますので、担当課のほうから回答をいただいても結構かと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ではまず最初に、ごみの種類別に再質問を行っていききたいと思います。

家庭系ごみにつきましては、若干減っているか横ばいというふうな回答であります。生ごみというものにした場合、生ごみの当町の1人当たりの搬出量、この推移はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 すみません、生ごみという区分がちょっと手元のデータがございませんので、生活系につきましては可燃、不燃、資源、粗大という区分での最上広域さんのほうのデータをいただいております。

可燃ごみの総数にまず最初なりますが、平成30年度で全体で1,039トン、令和元年度1,037トン、令和2年度1,011トンと、人口が減少している分だけ総量が減っております。

それで、1人1日当たりのごみの排出量になりますが、これも山形県循環型白書のほうの数値になります。平成29年で806グラム、平成30年度で764グラム、令和元年度で763グラム、令和2年度につきましては、まだ国に報告してございませんので、数字が出てございません。

あと1人1日当たりの家庭系のごみになります。これにつきましては、先ほど言いましたように資源ごみ等を引いた数字になります。平成29年度553グラム、平成30年度555グラム、令和元年度569グラムという形になっています。令和2年度、当町の数字では566グラムということで、今のところ速報値を出しております。

大変申し訳ありませんが、生ごみという区分ができておりません。

9番 区分がないにせよ、この生ごみについては再利用できるわけです。そういった中で、舟形町では生ごみの減量化に向けた対策、具体的にどういったことを行っているのか質問したいと思います。

町長 その件につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 生ごみにつきましては、具体的には対策は取ってございませんが、ごみのカレンダーや、あとチラシ等で主に水切りをしていただいで数量を減らしていただくということの啓発活動しか、今のところできてございません。

9番 参考ですけれども、山形県内の長井市では、レインボープランということで、台所と農業をつなぐ長井計画ということで、生ごみから肥料をつくって、その肥料で野菜をつくってとか農業で使っていただいで、産出されたものを市民の方々に買っていただくというふうなことで、基本的には別会社がやっているのかなと思います。長井市の体制として、庁内に農林課、市民課、地域づくり推進課を中心に連携を取りながら各事業を行っているということで、全部が全部行政でやれということではなくて、そういうようなことの意識づけというものを、ぜひ山形県内でも一生懸命やっているところがあるので、こちら辺を少し参考にしながら、生ごみの有効活用、これについて少し検討していただきたいなというようなこと

ろで、最初は生ごみに絞ったところの質問を行ったところでもあります。

次にですけれども、資源回収についてであります。

基本的には、回収団体が減っているということでもありますけれども、分かる範囲で結構なので、団体としてどういうふうな推移になっているのか、現在の回収団体、または5年前なのか10年前なのかは分かりませんが、10年前がこのくらいあって現在はこうだよというようなところ、分かったら教えてください。

町長 その件につきましても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 一番回収の多かった時代のまづご報告をさせていただきます。

平成24年度、4小学校あった時代になります。その時代には長沢小学校PTA、舟形小学校PTA、長者原子供会、福寿野子供会、舟形中学校JRC、西堀育成会、堀内小学校PTA、舟形婦人会、内山子供会、富田子供会の10でございました。

令和元年度になります。長沢第二、第三子供会、内山子供会、舟形老人クラブ、舟形小学校PTA、舟形中学校PTA、木友町内会、長者原子供会、福寿野子供会、富田子供会、西堀育成会、堀内地区子供会、11になります。

令和2年度、ちょっと要件を緩和しましたので、少し増えてございます。野子供会、幅子供会、長沢第一子供会、長沢第二、第三子供会、舟形小学校PTA、舟形中学校PTA、木友町内会、長者原子供会、富田子供会、堀内地区子供会、内山子供会、西堀子供育成会、舟形老人クラブ、福寿野子供会ということで、たしか14になるかと思えます。

9番 回収団体としては、逆に増えてけれども、回収量は減っているという理解でいいんですか。

住民税務課長 昨年度1回以上ということで、要件を緩和しましたので、1回のみしている子供のほうが、若干増えてございます。増えたのは、野、幅と、あと長沢第一が増えているかと思えます。

9番 団体の中に、子供会なりPTAなりの主催で行っているというところが多々ありますけれども、これからの状況を考えていくと、子供が減っていく中で、子供会なりPTAなりの存続というようなことを考えてみると、非常に危機的なことを感じるんですけども、この辺についての団体の維持といいますか、これについての相談等はないんでしょうか。

住民税務課長 今のところ、相談等はございませんが、昨日行われた会議の際に集団回収の話になってございます。どの市町村につきましても、学校の統合とあとその後、学校が減った分だけ、どうしてもいっているという状況が同じような状況でございます。

それに伴いまして、子供会に代わるような団体の育成、もしくは後市町村、県と合同で年に1回ぐらい共同回収ができないかという事業内容が県のほうから説明されております。今後、具体的な内容が示されるかと思えますので、もし当町としても取り組めるようでしたら、それに取り組んで、少しでも、回収量を増やしていきたいと考えてございます。

9番 福寿野町内会においても、子供が2世帯しかいないというようなところで、子供会による回収ができないというようなところの町内会に相談を受けました。その対策として、じゃあしようがない、これだけ資源回収が定着しているんだからということで、各隣組にPTAという役員、これ前からいるんですけども、これも子供がいるべ、いないべ、まずPTAを置いてもらっております。そのPTAの協力と町内会の役員、会長以下4人ですけども、それに子供の親が協力しまして、今年の春、5月29日、回収行動というか、回収を行いました。

その結果ですけども、新聞紙が2トンちょっと、あと雑誌が610キロ、段ボールが1,080、合計で3.7トンほど回収をしております。というのは、これだけ定着していると、もう春と秋は子供たちが集めに来るんだよということがせっきく定着しているんだから、町内会の方々も、これだけ協力しているということを考えていくと、やはり町内会も、もっと大きく言えば地域運営組織でもいいんだろうかなと思いますけれども、もう少し資源回収について、町全体としての運動として盛り上げていくということも必要ではないかなと思います。

そういったところで、この団体を増やすことが、やはり資源回収につながるのではないかなと考えております。この辺について、今後この団体を増やす、あと運営の長期的な維持、この辺について町長の考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 今のところ、明確な答えは持っておりませんし、その方針も今のところないんですが、奥山議員のほうから言われました、そういった指摘があるんだとすれば、ただ現在、舟形小学校、それから舟形中学校のPTAとしての役割を持っているという観点もございますので、やはりそこら辺との整合性を取りながら、回収団体の維持継続をするには、発展して新たな団体というふうなことについても検討をしていく必要があるのではないかと思いますので、いずれどのような実態なのかというのを、まず把握した上で検討させていただければというふうに思います。

9番 今回の答弁の中で、町民一人一人のごみ減量化、資源化に対する意識づけというようなところが大事だよという最後の回答であります。このところからいきますと、資源回収についての町民の意識があるのであれば、やはりこれをずっと持っていつてもらって、資源を出してもらい、これがひいてはごみ減量化につながっていくのではないかなと思いますので、せっきく、大きな火ではありませんけれども、小さな火ではありますけれども、これをやはり絶やさず続けていく、このことがごみに対する町民の意識改革にもつながっていくのではないかなと思いますので、この辺も併せてお願いしたいなと思います。

次ですけども、ごみについては当然、衛生組合長さんが関わってくるわけでありまして。衛生組合長会議の中で、ごみに対する減量化に対する話し合い等について、どのような話し合いを行っているのかお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 衛生組合長会議につきましては、令和2年度、令和3年度と書面決議をしてございましたので、実質の衛生組合長さんのほうのお声を聞くことはできてございません。ただ、小型家電回収の4地区に分けている回収については、ご協力もいただいておりますし、あと今年連休過ぎに不法投棄の回収をしてございますが、それについてもご協力はいただいておりますが、ここ2年間、具体的な話はできておりませんで、ポイ捨ての旗とか、そういった類の啓発物品を渡している程度になってございます。

あとそのほかに、ステーションに出されて回収できなかった部分について、ボランティアごみで若干出していただくということしか、今のところお願いしてございません。

9番 大変コロナ禍の中でありますので、大変だなと思います。

次ですけれども、ごみに関しては最上市町村圏事務組合が大きく関わっているわけであります。そういった中で、広域の中での減量化に対する具体的な話し合いといたしますか、行動といたしますか、この辺のところ、どのようなことを行っているのかお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 最上広域さんも入りまして、新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会というのを結成し、ごみの減量化に努めてございます。

その中で、やはり可燃物の中の約52%以上が紙ごみであるということになってございまして、昨年4月に協議会で発行されているチラシを、うちでは5月29日になりますが、啓発のチラシを出して減量化に取り組んでいるところでございます。今年度については、まだ開催してございませんので、2年度の原因としては、啓発のチラシになってございます。

9番 具体的になかなかチラシというところで行っているということではありますが、今回、ごみのことに質問しようと思ったのは、山形新聞をPRするわけではありませんけれども、2月18日の県でまとめた16%減の目標とか、あと国では一括回収、リサイクル強化、プラ削減新法来年施行を目指す、あと6月8日では、ごみゼロ県民会議、この辺等が載っております。

かなりごみについてクローズアップされてきているのかなという中で、私感銘を受けた記事がありました。というのは6月6日の日曜日の日曜随想の中で真室川町の工房ストローをやっている役場職員であった高橋伸一さんという方ですけれども、今は農業をしながらわら細工というところで頑張っているようであります。

ここの家の記事で驚いたのは、我が家ではごみ出しの日にごみを出したことがない。野菜くずや残飯は牛に、魚のあらや動物性のごみは細かく砕いて鳥に与えられ、卵となって食卓に返ってくる。生で食べさせられないものは、まきストーブにかけられた家畜用の鍋で煮てから与えるし、それでも残ったものは牛や鳥の敷きわらと共に肥塚に積まれ、堆肥となり畑に運ばれる。そして巡り巡って、また食卓に返ってくるのだ。こういう人が真室川にいた

んだなと思って、私もびっくりしました。

やはりこれだけ、私自身もですけれども、ごみというものに対して正直さほど意識がなかったんですけれども、やはりここに来て、海のマイクロプラスチックのごみとか、いろいろな、これが魚が食べて、魚を食べている我々に返ってくるというふうなことを考えると、ごみというものについて、もう少し真剣に考えていかないと駄目だなと感じているところであります。

最終的には、町の、今回の答弁にもあったとおり、町民の意識改革というところが一番大事なのかなと思いますが、この辺についてですけれども、回答では、意識づけを行うためホームページ、広報等による啓発活動に努めていくというふうにあります。これにはちょっとトーンが低すぎるのではないかなと思いますが、もう少し強く行っていく必要があると思いますが、この点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 広報とホームページというのがごみの減量化の中では一番有効的なものかなと思っており。またやはり、小学校、中学校とかそういった子供たちにごみの減量化という話をすることも、非常に将来的な長期的スパンで考えると重要ななと思っています。

チラシをまくということもあるんですが、そのことについて、それでごみが増えるという一面もございまして、やはり紙媒体というものを使わない中での、いろいろな啓蒙普及活動ができればと思っています。

9番 先ほどの資源回収の中でも話をしましたが、やはりごみに関わる人をいかに増やしていくかというのが、一番のキーポイントではないかなと思います。要は、資源ごみ1つの回収にしても、いろいろな方々が関われば、ごみというものに対する意識が変わってくるかと思えます。

これは、全ての面において、生ごみにしてもそうですけれども、奥さんだけではなくて自分も関われば少しは変わってくるのかなというふうに、昨今自分でも感じているところであります。

要は大事なものは、他人ごとでなくて自分のこととして考えられる人を増やしていくというところが一番のポイントかなと思いますので、ぜひこの辺のきっかけづくりとして、町のほうで力を入れてほしいなと思います。これについて、もう一度町長の力強い答弁をお願いしたいと思います。

町長 ご指摘いただいたことについては、やはり広い意味でいきますと地球上、さらに日本であつたり、最上広域につきましては、ごみ処理を8市町村で共同化しているということで、施設の長寿命化ということになります。そうすることによって、負担金等も減るということで、いずれ私どもに全て返ってくるものだろうと思っておりますので、そういった教育というものをしっかりと子供たち含め町民の方々にしていければと思っています。

いずれにしても、小さなことから少しずつ始めないと、一人一人の理解度、SDGsにつながる考え方だと思いますので、そういった点をしっかりと町民一人一人が宿せるように、長期的な戦いといいますか、取組になるかと思いますが、少しずつそういったところに取り組んでまいりたいと思います。

9番 町にお願いしたいのは、やはりごみに対する意識を持ってもらうためのきっかけづくりとして頑張っていたきたいなと思います。あくまでごみについて町でやれというような考えは持っておりませんので、側面から頑張っていたきたいなと思いますし、資源回収については、やはり団体を増やして、より多くの方々から参加をしていただくということで、ぜひ町のほうにはお願いしたいなと思います。

以上、私の一般質問は、これをもって終わりたいと思いますが、ごみについてよろしく願いしたいと思います。以上です

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

引き続き、一般質問をお受けします。3番伊藤欽一議員。

3番 それでは、通告しております「河川公園の使用基準を明確に」ということで質問させていただきます。

河川公園の使用基準を明確に。

河川公園内にある芋煮会場の芝生の上で火を使用した痕跡が、少なくとも3か所以上確認できました。大きな面積ではないですが、芝生が茶色に焼けただけ、マナーの悪さに驚いたところでした。

5月中旬にも、県道通過中に鮎型水路の芝生部分にテントを張りキャンプをしているようでしたが、そこからも炎が見えました。

公園内には、環境美化推進指定区域の看板が設置されていますが、空き缶やたばこの吸い殻、ペットのふん、その他のごみを投げ捨て散乱させたときは、条例により罰金が科せられますとの内容です。舟形町環境美化推進条例及び施行規則にも、公園の使用に関する記載がありません。

使用状況は、マナーを守る方、そうでない方、様々いると思いますが、皆さん楽しく使用するには、ある程度の決まりが必要と思います。この会場の使用に関し、町の対応はどうしているのか。また、使用に関する基準等を追加できないか。設置されている看板は、平成13年1月1日になっており、20年が経過しています。記述内容の変更も含め新設する考えはないのか伺います。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の「河川公園の使用基準を明確に」についてのご質問にお答えします。

河川公園は、基本的には河川の自由使用の原則により誰もが自由に使用できますが、他人の

河川利用を妨げる行為や、河川の機能に支障を生じさせるおそれがある河川利用については、河川法に基づき禁止または制限されております。

また、河川法等で禁止・制限されている行為以外でも、利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為、人命に関わる行為については行わないよう求めています。

本河川公園は、県管理河川である最上小国川の河川敷地内に設置されており、町が整備したチャイルドランドや十二河原の竈・鮎型水路から噴水までのエリアは県からの河川占用許可に基づき、県が整備した護岸・サイクリングロード等は県との維持管理協定により町が公園管理を行っているところであります。

会場使用に関する具体的な町の対応については、子供会活動や各種団体等の利用時は、競合によるトラブル等がないよう使用申請をいただいておりますが、使用条件としてごみの持ち帰り、芝生内での直火炊きの禁止、車両乗り入れの禁止、損害を与えた場合の修理責任を明示し許可しており、併せて泊まりキャンプの禁止を伝えております。泊まりキャンプは、夜間、睡眠中の急な増水による命の危険があり、特に最上町の県境部等における集中豪雨の増水では、気づかず流される可能性があるため、特に強く伝えているところであります。

個人利用については、町ホームページにて注意を促しておりますが、鮎型水路わきの芋煮会場付近では、議員ご指摘のとおり環境美化指定区域の看板のみとなっております。

ご質問の使用基準の明確化については、河川敷地であることを踏まえ、「河川法等の定めによる禁止、制限事項」、「行為自体、法令で禁止されていないが、他の利用者や付近住民へ危険や迷惑を及ぼす行為」、「強制されるものでなく思いやりや譲り合いから生ずるマナー」の3つに分類し、明確で理解されやすい理由ルールを作成することがよいのではないかと考えております。

例えば、直火炊きやごみの焼却は、河川法施行令第16条の4の「河川を損傷すること」や、ごみやペットのふんの投棄は「ごみ、ふん尿、鳥獣の死体及びその他の汚物または廃物を捨て、または放置すること」に当たり、いずれも禁止事項であります。また、河川の排他的、独占的使用、土地の形状の変更等は河川法により制限されている行為であり、許可が必要となります。

法令で禁止されていないが、危険や迷惑を及ぼす行為は指定場所以外でのバーベキュー、自動車やバイク走行、犬の放し飼い、パットやゴルフクラブの使用、ラジコン飛行機の使用、騒音が上げられております。

マナーでは、歩行者優先、自転車の徐行、敷地内道路でのキャッチボールなどの通行の妨げとなる行為などがあると考えますが、これらの事項を精査し、今後分かりやすい形で新たな看板を設置するとともに、ホームページ等で周知を行い、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、必要であれば警察等とも連携し、ルールの徹底とマナーの向上を強く呼びかけてまい

りたいと考えております。

3番 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町のホームページ上でアユパーク舟形（河川公園）ということで、河川マップというように、載っております。

この答弁書にありますけれども「町が整備したチャイルドランド、十二河原の竈、鮎型水路から噴水までのエリアは県の河川占用許可に基づき」ということでありますけれども、このマップを見ますと一の関の公園、これもこのマップには記載されてはいますが、一の関にある公園の位置づけというのは、同じような位置づけになっているのかお伺いしたいと思います。

町長 先ほど申し上げましたのは、町で施工した分は河川占用の許可を受け、さらに県のほうでしたものについては管理協定を結んでいるということですので、一の関の若鮎大橋までの下の部分については、一帯とさらに下流のチャイルドランドを含めて町のほうで管理をしている施設となります。

3番 そうすると、このホームページで明示しているところは、町管理は間違いはないんですけれども、一帯の考えでいいということでしょうか。分かりました。

先ほど芝生がただれているというのは、議会だよりも載せるつもりで撮っている写真ですけども、こういうような状況で、看板の前に真ん中に焼けた跡が、これが看板の前ですけども、これ以外にも3か所以上、5か所ぐらいあったのかな、一の関の公園も同じようなものがありました。あれは3か所ぐらいあったのかな、そんなことで、ちょっと質問をしたいということで今回取り上げてみました。

会場の使用というのは、子供会活動や団体の利用は申請をしているようでありますけれども、その申請というのは、これまで何件ほどあったかお伺いしたいと思います。

町長 その件につきましては、強靱化対策室長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 実績といたしましては、令和2年度の実績になります。コロナ禍の影響によって、利用者が多少少ないとは思いますが、9団体で、子供会の団体数は3団体、警察と町行事などで6団体となっております、合計で約800名ほどの利用となっております。

3番 これは、あくまでも会場を使用するために申請した方のみだと思います。コロナ禍で、春先から随分見ますと、テントを張ってキャンプをしているような方々が結構いるなどというふうな、昨年あたりから、コロナ禍という言葉に惑わされたのか分かりませんが、ちょっと多いのかなという気がしております。

団体はそうのようにしているんですけども、ただ、個人に関しては自由に使用しているようでありますけれども、これは町のホームページでどのような注意の記載なんかやっているのか、お伺いしたいと思います。

町長 この件につきましても、強靱化対策室長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 全般といたしましては5項目表示しております。1つは、芝生部分と多目的の広場への車両などの乗り入れは禁止。2つ目に、ペットの散歩によるふんの後始末のことがあります。3番目に、増水等における自己責任。4番目に公園内の事故の責任。5番目に車上荒らし、盗難への注意喚起となっております。

個別に、チャイルドランドについてだけなんですけれども3項目あります。ペットの散歩によるふんの後始末、2つ目に遊具で幼児を遊ばせるため、保護者が必ず付き添ってくださいという内容のもの、3番目に遊具からの転落と河川への転落、この3項目になっております。

3番 ちょっと私は不安に思ったのが、町のホームページの芋煮会会場のところに、キャンプ場という明記がなっているんですよね、キャンプ場、芋煮会会場。キャンプ場というふうなここに書いている以上は、キャンプを禁止しているというような項目というか注意は果たしてどうなのかなというふうな、非常にここら辺の違和感を感じているんですけれども、泊まりのキャンプは禁止して伝えているというのは、結局、申請をした方には伝えているんですけれども、申請をしないで自由にあそこにテントを張ってキャンプしている人には全然伝わってないというようなことだと思うんですけれども、果たしてそれで管理下の中にそれでいいのかなというふうな、非常に何かあった場合に関してホームページに載っていることと、実際に行政でやっている事務的なこと、ちょっと違うのではないのかなと思いますけれども、そこら辺の見解はどうなのかと思います。

町長 キャンプ場という明記があるとすれば、広義的にいくとテントを張って宿泊も可能だというふうな一般的なイメージもございますので、表現を変えさせていただけるようにしたいと思います。

また、答弁のほうでも申し上げましたが、やはり13年1月1日の看板1つでは、やはり足りないだろうというふうなこと、この点についてはご指摘のとおりだと思いますし、やはり禁止事項等についてのこともしっかり書き添えながら、新しい看板を設置する必要があるだろうと、そういったことでホームページ等やそういったことを知らない方々の個人的な利用者に対しても、その看板があるということだけで、こちらでもしっかり告知したことになるのではないかと思いますので、そのような対応をさせていただければと思います。

3番 今、町長から看板も新たに設置するという考えを伺いましたので、看板の一例として、あそこは大人だけ使うのでないで、できれば禁止事項をイラストにして、子供たちにも分かるような感じで、そういう看板をつくったほうが、例えば大人がそういうふうに行っていると、子供が「あの看板と違うんじゃないの」というような、そういうふうなことにも、将来的にも子供の教育にもいいのかなということで、できればやはりそういった、ただ看板を設置するのではなくて、そういったところまで考えて看板をできればつくっていただきたいな

と。

チャイルドランド、そこに関していろいろ使い方があってと思うので、できればやはりその場所に合った看板を立てていく。ただ立てればいいのではなくて、やはりそういうふうな考えで看板をできればつくっていただいたほうが、使う人も分かるし、ホームページもそのような形でつくり変えて、ホームページ上でも閲覧できるようにしていったほうが、今後非常にいいのかなというふうには思いますので、そこら辺も、できれば看板制作するのであれば、そこら辺も加味していただければなというふうに、まずは思っております。

あそこの公園の芝生にある環境美化推進指定の看板という、環境美化条例第4条、8条、18条、20条を記載していると思うんですけども、実際にあの看板というのは、公園に果たして設置しているんですけども、どうも中身を見ますと自動販売機とか、そういった類のものを主体にした条例ではないのかなというふう読み解いたんですけども、そこら辺どうなんでしょうか。

町長 ご指摘のとおり、環境美化条例につきましては、私の記憶では沖ノ原のライスセンターとえんじゅ荘の間に自動販売機が設置されたことを契機として設置されたというような記憶がございます。そういった観点からしますと、自動販売機そして空き缶というようなことでの議論がなされていたようでありますので、そういった意味でいくと、河川公園の使用管理というものとは、ちょっと異質なものかなとは思いますが。

先ほど申し上げましたとおり、管理をするルール等をしっかり書いたほうがいいのではないかとこのように私も思いますので、そういったことも検討しながら、分かりやすい看板にしていきたいと思っております。

3番 再度確認しますけれども、このキャンプ、駄目なものは駄目、いいものはいい、やはりそこら辺をはっきり、ホームページと行政のやっていることがちぐはぐではまずいので、そこら辺だけ再度検討して、はっきりした形でやっていただきたい。恐らく料金を取るわけにはいかないのかなと思っておりますけれども、本来であれば若干でも料金を取って、使用する方々にも応分の負担をしていただくというのが筋なのかなというふうには思いますが、そこら辺は無理でしょうね。

町長 できる限り多くの方から使っていただきたいという旨での河川公園の整備がもともとでありました。今ご指摘のとおり、一の関側にはトイレもございまして、テントを張ってキャンプをしながら水も使い放題ということで、本当にお金を取ればという思いもございしますが、そこは町内の商店から物を買っていただいたりとか、鮎釣りで来る方が多くということもございまして、そういった総合的に考えまして、料金を取るということを今までもしてこなかったということでもあります。

ただ最低限、ルールだけは、マナーだけは、これは守っていただかないと、それほど一生懸

命町として尽くしてきたというところに応えられてないという思いもございますので、できる限りマナー、ルールというものをしっかり守っていただけるように努めてまいります、料金等については、今のところ取るという考え方はございません。

3番 私も、料金を取るのは非常に難しいのかなとは思いますが。ただ、申請に関してですけれども、子供会、各種団体の申請はあるんですけれども、あそこにテントがあって、何かやっていますけれども、ああいった個人の方々の申請をもらうという方策は、何かないのかなと思うんですけれども、今後、そこら辺を検討していくという考えがあるのかな、ないのかなというようなこと。あそこに、個人的な名前を出すのであればなんですけれども、小国川観光さんもありますし、やはりそこら辺と提携を結んで、何かやはり、自分たちの名前を書く、住所を書く、電話番号を書いたというだけで、使う者にとっては変なことできないという、そういう気持ちになるのかなというようなことで、そこら辺まで踏み込んで検討していったらどうかと思うんですけれども、答弁をお願いします。

町長 そうですね。小国川観光さんが近くにあるということで、河川公園の鮎型水路、それから芋煮会場のところは大丈夫かと思うんですが、一の関のほうまでということになりますと、小国川観光さんにはかなりの重荷がかかるかなというところもございますので、そこら辺は小国川観光さんとも話をしながら、どういった形で、ある程度、せめて名前だけの申請でもしていただけるような、そういったことができるように努めてまいりたいと思いますので、今後、担当課を含めて検討させていただきたいと思います。

3番 できるだけそんな形でやってもらったほうが、今、一の関にある公園に関して竈が8つほどありますけれども、ちらっとのぞいてくると、その中にたばこの吸い殻が五、六本、中に入っていたり、やはりそんな形で管理的にも、次に使う人が「ううん」というような思いにもなるのかなということで、そこら辺、今後大変だと思いますけれども、十分に検討し、多くの方々、これから特に鮎釣りシーズンで来るので、なるべく不快な思いをさせないで楽しく使っていただいて、楽しく鮎釣りをして、またキャンプをして帰っていただくという、そういった町の方針というか、舟形町さすがだなと言われるような、また行きたいというふうな、訪れた方がリピーターが増えるような、そういった使用基準というか、そういった公園につくり変えるというところちょっと言葉が大変語弊がありますけれども、看板等もしっかり設置し、ホームページもきちんとした形で、駄目なものは駄目、いいものはいい、はっきりした形で載せていっていただきたいと思います。

最後にそこら辺、まとめて町長の答弁をお伺いします。

町長 ご指摘のとおり、できる限り多くの人から川に親しんでいただく、親水というようなことを目的としてつくったわけでありますので、ただやはり使う側のマナー、ルールというものを、今まではあまりにも使用する方々に依存しすぎたというところもございますので、そう

いったところをしっかりと、こちらのほうでも管理というところまでいくかどうか分かりませんが、一定のルール、マナーがしっかりと守られるような、そういった体制をつくりながらやっていきたいと思っておりますので、今後ともいろいろ付近の状況等を見ていただきながら、ご指摘いただければというふうに思います。

3番 期待を込めて、以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

引き続き、一般質問をお受けします。6番齋藤好彦議員。

6番 それでは、私からさきの通告に従いまして2点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに「新たな生活様式に則した移住施策を」と題してご質問いたします。

収束の兆しが見えない感染症対策の頼みの綱であるワクチン接種も、本町においては計画どおりに進捗している状況であり、一日も早く対象者全員のワクチン接種が完了し、以前のような生活に戻ることを願う毎日であります。

コロナの影響により生活様式が一変し、都会を離れ地方へ移住し、テレワークなどによる新たな様式で生活をする人も徐々に増加傾向にあり、第7次舟形町総合発展計画の基本目標6でうたっている「安心して暮らせる住環境等の整備」の項目に移住施策を掲げているように、移住者受入れについて積極的に展開すべきときであると思っております。

これまでも、移住促進に向けた環境整備、空き家バンクのPR、臨時交付金によるICT環境の整備に取り組んできましたが、相談窓口の設置など、より具体的な対応が必要と考えます。移住者受入れの具体的な施策、支援措置等について町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「住民避難保険で的確な避難指示を」と題してご質問いたします。

地球温暖化の影響といわれる自然災害が毎年のように発生している中、今年は全国的に梅雨入りが記録的に早まるなど、心配される降雨期に入りました。また、全国各地での頻発的な地震の発生に加え、感染力が強い変異株による感染拡大の不安を抱えながら住民は不自由な生活を余儀なくされております。

総務省消防庁によると、災害基本法に基づく避難勧告や指示を出した回数は、平成25年度が合計417回、平成29年度は915回に増加しております。災害救助法が適用されれば、避難費用の多くは国・県が負担いたしますが、適用されなければ自治体の自己負担となり、財政を圧迫することになります。

こうした中、自然災害の発生時に住民の避難費用を補償する保険が注目されております。住民の安全・安心を守る避難勧告や指示をためらわず、的確に発動する目的からも、保険の加入について検討すべきと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番齋藤好彦議員の「新たな生活様式に則した移住施策を」についての質問にお答えします。

ご質問にもございますように、町では、町総合発展計画の目標6、生活環境において基本施策の1つに「UJIターンの促進」を掲げて定住及び移住の推進に取り組んでおります。

昨年から世界的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症の影響により、日本国内においても都市部を中心に全国的な感染が広まり、国では密閉、密集、密接の3密対策や、新たな生活様式に沿った行動の推奨や、デジタル化の推進についてコロナ対策として取り組んでおります。

そのようなことから、学校や就業を含む日常生活に大きな変化と今後の新しい可能性が見えてきたことが大きな要因の1つとなり、都市から地方への移住者が増えてきております。

昨年度、山形県の「くらすべ山形」という相談窓口を通じて県内に移住された方は81組、143名と前年のほぼ倍増という結果になっております。町では、相談窓口をまちづくり課に設置し、関係各課との連携により移住施策を展開しております。空き家バンク及び住宅の新築及びリフォーム助成をはじめとした住宅関連の支援や、移住支援金や移住世帯向け食の支援による移住支援、やまがた暮らし大相談会やハッピーライフカフェなどによる移住相談会の開催、また就農においては、早期の経営確立を支援する農業次世代人材投資事業をはじめとした就農支援など、移住施策は多岐にわたっており、移住相談があった場合は、関係各課が連携して対応できる体制を整えております。

そのような中で、移住だけではなく、定住においても必要な条件の1つにデジタル化の推進による生活環境の整備が掲げられます。デジタル化の推進は、新型コロナウイルス感染症対策である新しい生活様式にも対応し、かつ地方創生においても重要な事業であります。

本町においては、町総合発展計画にデジタルファーストプロジェクトを重点プロジェクトの1つに掲げ、昨年度、他市町村に先駆けて個別計画となる町デジタル化推進計画を策定し、プロジェクトの具体的な展開により、人口減少に対応した先進的少数社会の実現を目指し、これまでの各種事業も継続しながら移住施策を推進してまいります。

移住の推進については、引き続き町ホームページ、県の移住ポータルサイトへの掲載を行い、加えてふるさとサポーターとの連携などにより、これまで以上の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、町では移住と同様に、今住んでいる人がこの町を誇りに思い、住んでよかったと思えるまちづくりを目指し、町で育った子供たちが将来住む場所を考えるときの選択肢の1つに舟形町を考えてもらえるように、中学生を対象とした企業体験である「WAKU WAKU WORK」をはじめとした「おかえり！孫プロジェクト」事業の展開などにより、定住施策も展開しております。

全国的な人口減少は本町においても例外ではありませんが、各種事業の展開により、町総合発展計画の将来像である「住んでいる人が誇れるまち「わくわく未来ふながた」」の実現に

向けて、今後も取り組んでまいります。

次に、「住民保険で的確な避難指示を」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の住民避難保険につきましては、平成29年5月に全国町村会が取扱いを始めた災害対策費用保険が該当し、本町としては、現在のところ未加入になっております。この保険につきましては、災害が発生し、または発生が予想される場合に、町村が避難所を開設した場合や避難した住民に対し食料の提供を行うために負担した費用に関して、町村による避難指示、避難勧告または避難準備・高齢者等避難開始の発令をした場合が保険金支払いの要件となっており、災害救助法が適用されなかった場合に補償されるものであります。

補償の対象となる諸費用の内容としては、避難所の設置や食品、食事等の提供のほか、被服や学用品の給与、職員の時間外勤務手当等の人件費や消防団の出動手当等であり、災害救助法適用の場合と同等の項目となっております。

次に、保険の基本補償と保険料の掛金については3段階に区分され、このうち補償額と掛金が一番安価なプランについて説明をいたします。

基本補償は、年間支払い限度額500万円、1事故支払い限度額100万円となっております。一方掛金は、年額で基本保険料として51万円、さらに加入時の人口に10円を乗じて得た額を加えた額となり、今年4月1日で算出した場合は、合計で56万円の掛金となります。

また、保険の加入状況については、令和2年8月1日時点で全国926町村中331町村、今年度の県内の加入状況では22町村中2町であり、2町とも一番安価なプランに加入しております。

さて、令和2年7月27日からの大雨による災害では、36名の方が避難所に避難しております。災害救助法が適用され、避難所開設に要した費用等については県から給付を受けております。その内容としましては、①避難所設置費分1万9,305円、②炊き出し等食品給与費分1万6,240円、③生活必需品等給与費1万8,800円、④避難所対応職員時間外勤務手当等の人件費分25万4,387円、合計30万8,732円となっております。

議員ご指摘のとおり、災害が大規模化し頻繁に発生するとなれば、避難所開設、避難所誘導、食事の運搬・提供、被害に対する諸給付費等多大な財政負担を強いられることが予想されます。

政府は、避難情報に関するガイドラインを改定し、従来の避難情報よりもより分かりやすくし、避難を促すよう見直しをしております。避難指示等を空振りや財政負担を理由にちゅうちょすることなく、適切なタイミングに適正な指示を発令できるよう努めるとともに、災害救助法が適用されない場合は、具体的な額が示されないものの特別交付税の措置をいただきながら、保険の加入については掛金と補償内容のバランスや他の町村の加入動向を参考に検討してまいります。

6番 それでは、二、三、再質問をさせていただきます。

先にお断り申し上げますが、午前中の1番議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず第1点目でございますが、初めに第7次総合発展計画で目標値を掲げておりますので、その辺り、実績をお伺いしたいと思います。移住相談件数目標、年間10件という目標を掲げておりますが、今の現状、併せまして空き家バンク活用、年間で5件という目標値を掲げてございますが、今の実情についてお伺いします。

町長 相談件数については、まちづくり課長より、空き家バンクに関しましては地域整備課長より答弁させていただきたいと思います。

まちづくり課長 それでは、移住相談件数についてお答えさせていただきます。

令和2年度については4件の相談件数がありました。今年度、令和3年6月1日現在では、1件の相談件数があるといった状況になっております。

地域整備課長 空き家バンクにつきましては、平成25年度から始まりまして、以降18戸の登録があり、今年度まで3戸の登録が残っておる状況です。そのうち2戸が今年度決まったと聞いております。今後登録については、抹消の手続を受けて台帳から抹消する予定でございます。以上です。

6番 今、数字を伺いましたが、まず移住相談件数でございますが、10件の目標に令和2年で4件、3年で1件、あと空き家バンクについても、まだ目標には達してないのかなと思っておるところでございますが、この移住希望については、相手があつての実績成果ということでございまして、非常に難しい問題ではありますが、今それぞれお伺いした数字について、町長はどう評価されるのかお伺いします。

町長 空き家バンクについては、2戸が成立したということでありますので、これは大体そんな感じかなというふうに思っているところでございます。

また、空き家バンクの登録数を、これからも多くして行って、空き家を除却するだけでなく再利用していきたいという考え方もございますし、また、住宅供給公社と今年度より空き家の利用についての検討を進めてまいりたいと思っております。

それについては、専門職大学の学生君の利用というところも加味しながら、シェアハウス等の利用ができないか等を検討しながら進めていきたいというような思いからも、そういった取組をしたいと思えます。

それから、移住定住の件数につきましても、4件あればそんなところかなというふうに思っているところです。やはり、雪深いというところでいって、孫プロジェクトの目的も舟形町出身の方のお孫さんが戻ってくれば、おじいちゃん、おばあちゃんが実家にいるので、そこで農業とかいろいろなことをやればというところで、できる限りそういった方々を戻していただいたほうが、雪でびっくりということがなくていいのかなという思いもございます。

また、かといって全然舟形町にゆかりのない人を拒むということではないんですが、そういったことの方々もぜひ来ていただけるように、こちらのほうで先ほどいきましたデジタル化とか、都会とある程度の先進的な技術、情報関係が取れば、都会の便利さほどではないんですが、田舎の楽しみ、山であったり川であったり、そういったところの楽しみを満喫していただけるような、そういう方から来ていただければと思っております。

そういったことでありますので、徐々に、目標は10年後でございますので、その目標に沿った形で達成できていければと思っているところでございます。

6番 ちょっと言質を取るわけではないけれども、目標10年後ではないですね。よろしく願います。

今、町長の答弁の中で、専門職大学の話が出ました。先ほど1番議員ありましたけれども、そちらのほうに目を向けて聞きたいんですが、全国の自治体で移住支援といいますか、特に力を入れているのは住まいの関係でございました。様々インターネット等調べますと、住居について特に支援策を練っておるということで、一番多く見られるのが、何年かそこに住めば、あと無償で譲渡しますよというのがよくありました。

今、シェアハウス等々、町長の答弁がございましたが、今後町として、空き家を町が買い取ってリフォームをして賃貸なり、売買なりということを考えて、想定をしている、今段階なんでしょうか。全然まだ頭がないよという状況なんでしょうか。町長の今の段階の考えでよろしいです。

町長 その件についても、1つの選択肢としての考え方はございます。やはりどの形がいいのか、それから空き家の持ち主の方の意向等もございますので、危険空き家にならないようなことが第一の条件かなと思っております。

やはり、リフォームするのが持ち主なのか、寄附をしていただいて町でリフォームをして誰かということもあるかと思えます。いろいろな形が考えられますので、そういったところについては、プロジェクトチームを掲げながらということ、さらには住宅供給管理公社の方々のご意見などもお聞きしながら、どのパターンがいいのかということ、恐らく1つのパターンではなくて、その持ち主の意向に沿った形でのやり方というものになるのかなという思いはございますが、今後、そういったところを検討しながら進めていきたいと思っております。

6番 移住からちょっと離れてしまうかもしれません。今また出ました住宅管理公社、先ほどもありました。住宅管理公社としては、先ほど私が申し上げた空き家なり、そういうものを求めてリフォームなりをして、賃貸なり売買なりするという考えは公社としてはあるんですか。

町長 その件については、副町長より答弁をさせていただきたいと思えます。

副町長 ただいま住宅供給公社の話が出てまいりましたので、私のほうからご説明をさせていた

だきたいと思います。

今現在、県の住宅供給公社のほうでやっております事業として、実態として既に山形市のほうで、町なかの空き店舗を活用いたしました準学生寮というふうな取組がございます。それを援用したようなやり方で何かできないかということで、実は相談をさせていただきたいと考えているところなんですけれども、その仕組みといたしましては、空き家のオーナーさんに町や県などがリフォームの補助金を出して、補助してリフォームをしてもらうと。そのリフォームした建物を住宅供給公社のほうで管理を委託をいたしまして、そこで大学等と協定を結びながら、学生をそこに入居させ、管理費をいただいてというふうな形で一定期間、10年間とかという形で、家主さんに対しては一定の家賃保証をするという形で、公社と家主の方と市町村と大学と、こういったものが協定を結びながら管理してやっていくという仕組みが、今既に山形市等で行われているものがございます。

こういった仕組みを、準学生寮という大きなものはできませんが、シェアハウスのような形でできないものかということを考えておりまして、今後、住宅供給公社の方とも相談させていただきながら、何ができるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

6番 ありがとうございます。ちょっと移住から離れてしまって申し訳ありません。移住に戻りたいと思います。

答弁書にございます「くらすべ山形」の実績が載っております。昨年度で81組で143名の方が移住されたということでございますが、この143名、81組の方の県内の町村別の実績はわかりますか。

町長 移住先の状況でございますが、地域的に見ますと、置賜地区が33組、村山地区が27組、庄内地域が16組、最上地域は5組ということであります。市町村別で申し上げますと、一番多いのが米沢市で19組、33名。山形市で16組、28名。次が酒田市で8組、14名。南陽市で6組、14名。それから新庄市で4組、9名というふうな多いところの順番になっております。

6番 かなり広範囲にばらつきがあるようでございますが、移住者が多い市町村というのは、何か魅力があるわけですね。先ほど雪が多くてちょっと難しいと、この当地のことを町長がおっしゃっていましたが、米沢、置賜にしても雪は降ると思います。米沢、山形、南陽辺り、何が魅力なのか、その辺り分析とかされておりますか。

町長 移住した方々の理由をまとめているものがございまして、一番は仕事、就職、転職、就農、企業ということが一番だそうです。次に結婚、籍を入れない同居等も含むということで、それから子育て環境の充実、あと親族・友人が山形にいる、地域おこし協力隊の就任ということがあるようでございます。

6番 そうしますと、仕事が第一ということで、例えば米沢がうまいものがあるから来たいとか、そういうものではないんですよね。であれば、これから雪が多くても当地にも来ていただけ

るという、逆から言えばそういう発想もなるわけでございますので、町長からあった、それをもっとより深くひもといて分析をされて、もっと舟形に来ていただけるような移住施策とございますか、その辺りの取組をする必要があるかと思えます。

したがいまして、今町長が事細かく言っていただきました人数と、その土地について、担当課のほうでももっと分析をして、今後の取組に役立てていく必要があると思えますが、その辺りどうお考えでしょうか。

町長 やはり、分析をするということは非常に大事かと思いまして、傾向と対策を練る上では、その件が大事かと思えますので、さらに県のほうからのいろいろな情報等をいただきながら、これを進めていきたいと思えます。

6番 それとあと、別の方向から資料がございまして、NPOふるさと回帰センター、東京の交通会館にあります、そこで出している資料の中で、移住先希望ランキング、以前に質問のとき申し上げましたが、そのデータがございまして、山形県でございまして、2010年には山形が5位でございましたけれども、その後ランク外、圏外、20位以下にずっと下がりがまして、ここにきて19年に20位まで戻ってきております。昨年のセミナーへの参加、それを見ますと、山形は17位まで上がってきています。その辺り、山形の魅力とございますか、その辺りがどういふふうに、移住希望者がどういふふうに見ているのか分かりませんが、先ほどの分析と併せて、こういう希望者の、直接話をして聞くというのが一番ベターかもしれませんが、そういうやり方とか手法とございますか、全部回帰センターにお任せするのではなくて、こっちの現場の担当の方が一緒に加わって相談に乗るとございますか、そういう手法が一番必要ではないかなと思えますが、その辺りどうお考えでしょうか。

町長 今、斎藤議員おっしゃられるとおり、そのことが必要だということで、一昨年まで始めておったんですが、コロナの影響で昨年開催できないということがありました。やはり直接こちらのほうから出向いて行って、町のPRをすることが大事だと思っておりますので、ふるさとサポーターをはじめとするそういった関係する方々からもご協力をいただきながら積極的にこちらのほうから仕掛けていきたいと思っております。

6番 今、そういうコロナ禍ということで大変難しい状況ではございますけれども、回帰センターの資料などを見ると、オンラインでそういうやりとりをやっているという状況もございまして、その辺り、積極的にオンラインでのやりとり等々に参加されまして、できるだけ多く舟形に来ていただけるような施策をPRなりしていただければなと思っておりますのでございまして。

今ちょっと町長のほうから、ふるさとサポーターの話が出ました。答弁書にもございましたが、ふるさとサポーターの協力とございますか、その辺り連携してという話がございましたが、これまでもやってきたと思えますが、ふるさとサポーターさんは、移住施策に具体的にどう

いう形で関わっているのでしょうか。

町長 具体的にというふうなことでいきますと、かなりあれなんです、まず舟形町の応援者であるということが第一でありまして、おのおのの機会を捉えて、山形県に舟形町があるということをPRしていただくのが積極的な、主な、ふるさとサポーターの取組ということが一番あるかなと思っております。主に世田谷関係、それから港区ということではありますが、そこに限定はされるでしょうけれども、その方々の人脈であったり、そういったところの中で、東京近辺の広い範囲内にそういったことが実施していただけるものかと思っております。

6番 ふるさとサポーターさんというのは、ふるさと会とかでお会いするので、この方々がやってくれているんだなと分かりますけれども、具体的にと申し上げたのは、サポーターさんが例えば東京のどこかのホテルの会場を借りて人を集めて、そのサポーターさん方が講師、説明員になって舟形町をPRしている、そういうような具体的なやり方をやっているのかという、そこまでお伺いしたかったんですが、そこまではやってないのでしょうか。やってないんですか。

議長 斎藤議員。

6番 であれば、サポーターさんを利用してと、あまり具体的なものはないということなので、難しいと思いますけれども、せっかくサポーターさんがいらっしゃるのであれば、お願いをしてPR等々していただくような、具体的な方策も考える必要があるのではないかなと思っております。

時間もありませんので、終わりにしたいと思いますが、この件については、以前にも申し上げましたが、移住施策について、私の口から今さら言うことでもございませんが、移住施策というのは、持続可能な地域をつくるためだと。この町が残り続けるために何をやるかということであるということで、私も物の本で聞いたんですが、そういうことを言っている方もいらっしゃいますので、舟形町へ行ってみたい、住んでみたいと皆さんが思うような施策、今後期待をして次の質問に移りたいと思います。

次に、保険の件でございますが、事細かに保険の補償内容、掛金までご説明いただきまして、ありがとうございました。

私が申し上げたいのは、災害が大規模になった場合を想定しての財政負担なり、財政負担を心配するあまり、勧告なり指示が遅れては困るということを想定しての提案でありまして、その辺り、ご理解をいただきたいと思っております。そこで、答弁書にございます「今後、他の町村の動向を参考に検討する」というお考えのようでございますが、この件については、私は本町にとって保険が必要なのか、要らないのかという、その2つだと思っております。こういう対策について、他の町村の動向といいますか、それにならうということは必要ないのではないかなと、要らないのであれば要らない、そういう考えでいった

ほうが私は、それがいいのではないかなど。答弁の中で、今年また2町村ほど加入をしてございますが、それを参考にするのもいいですけれども、それはそれとして、町長が判断されて、これは要るのか要らないかと二者選択しかないと思うんです。その辺り、肝に銘じていただいて、今後取り組んでいただければなと思っておるところでございます。

最後になりますが、町長はあまり乗り気ではないようでございますが、避難指示・勧告の担保として、これから災害がいつ来るか分かりません。それも想定をして、災害対策の一助として、この保険についてご検討いただければなと期待申し上げて質問を終わります。

町長 まず1点目の他町村の動向をとすることは、加入しているかないかということではなくて、先ほど言ったとおり掛金と、それからそれに見合う補償というものが、他の実例としてどれだけあるのかということを見てという意味合いでございます。その実績がしっかりとあるとすれば、それは加入する必要があるだろうということで、加入するかしないかということではございません。

あと、避難指示につきましては、お金がかかるから避難指示をためらうというようなことは一切ございません。やはり、町民の安全・安心のためには、一刻も早く避難指示を出すというのが私どもの務めでございます。よく研修会に行きますと、野球に例えて、空振り三振はオーケーだけれども見逃し三振は駄目だと。要は、避難指示を出すことで、でも結局、被害はなかったという空振りはいいと。ただ、避難指示を出さなかったために被害が大きくなったというふうな、その見逃しは駄目だとよく言われております。金がかかる、かからないということがありましたけれども、1つは特別交付税で返ってくる分もございますし、また基本的には災害救助法が適用された場合、この保険は適用されないということでありますので、そういったことでいくと、この保険については、私も3年前に、直接東京で町村長の会議があった際に保険会社等を含めて全国町村会の職員のほうからもお聞きしておりますが、やはり掛金とその割合、補償内容がどうも見合わないねというところで、今まで加入をしてこなかったということがございます。その後、補償内容が変わっていれば加入することもあるかと思いますが、今のところ、その方向性はちょっとないのかなと思っております。

いずれにしましても、先ほど言った、お金がかかるから避難指示を出さないというふうなことは全くありませんので、ご安心していただければと思います。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

本会議は、明日9日は休会いたします。

10日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 4 1 分 散会

令和3年6月10日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和3年舟形町議会第2回定例会第3日目

令和3年6月10日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
副町長	菅原正春	総務課財政主査	佐藤拓
会計管理者	須貝孝子	デジタルファースト推進室長	沼澤一征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	代表監査委員	齊藤徹
住民税務課長	伊藤茂樹	監査事務局長	相馬広志
地域整備課長	伊藤秀樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤優

議事日程

日程第1 報告第6号 令和2年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
日程第2 議案第29号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について
日程第3 発議第4号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第4 発議第5号 舟形町議会地域活性化特別委員会の設置

日程第5 議員派遣の件

追加日程第1 閉会中の継続調査申出の件

舟形町議会地域活性化特別委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 それでは皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第6号 令和2年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第1 報告第6号 令和2年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 先に説明してもらいました13ページの加工所の収支について質問いたします。

支出のところですが、給料手当、これは対前年度比220万とか法定福利費48万ということで、前年比30%減あるいは55%減で、就業体制の変更というふうな備考を書かれていますけれども、これについて少し詳しく教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 加工所の給料手当のところ、備考に就業体制の変更と記載しているところなんですけど、これにつきましては、昨年度までフルタイムのパートをしていただいていた2人が、令和2年はコロナの影響でなかなか販売先も思うようにいかなかったものですから、その2人を週3日のパートに変更したことによる減となっております。それに伴って、法定福利費、福利厚生費も減となっているものです。

議長 ほかにありませんか。

5番 同じく13ページ、加工所の収支になります。施設のほうで加工光熱費、それから支払い手数料、業務委託費、賃借料、これ増えておりますけれども、この内容を説明をお願いします。

まちづくり課長 加工所の光熱費と支払い手数料、業務委託費が増えているといったものについてなんですが、光熱費については、昨年度町で購入しました高温高压釜、あとは食器洗浄器、あと機器類を熱風による殺菌というか、菌を増やさないための熱風による保管している保管庫を追加したことによって、電気代が増えているといった内容になっています。

次に、支払い手数料なんですが、これについては、昨年、鮎の加工品のパッケージデザインを変更しております。それに関わるパッケージデザインの頼んだときの手数料が大きな増の要因となっています。

業務委託費については、機器類が数年たっておりまして、これまで新しくしたものですから、保守点検はまだ行っていなかったんですが、年数がたってきたものですから、保守点検業務を追加したといったことについての業務委託費の増となっております。

5番 この中で賃借料、これが食器洗浄器、保管庫ですか、これで77万4,000円の増になっています。食器洗浄器、保管庫というのは、これはいつ入れたのかお伺いします。

まちづくり課長 これはコロナによって影響が春先から出てきて、休業が4月から5月にかけて、休業によってかなりの影響がありましたので、その影響が出た後というふう聞いております。

あと食器洗浄器については、やはり労力が減ったということも、フルパートを3日間に減らしたということもあるんですが、全体的に労力をもっと減らしたいといったこともあって、食器洗浄器を導入したといったことになっております。

5番 これはコロナ後にしたというふうな、ただいま説明でした。コロナの影響で大変苦戦をしているときに、このようなものを導入して、ましてや前年比で77万もプラスになっていると。売上げそのものだって非常に苦戦をしているんだというときに、このような、前年よりも大幅に増えるということは、非常に問題があると思うんですけども、いかがですか。

まちづくり課長 今、議員ご指摘のとおり、コロナ禍でこういったところに支出が増えているといったところについては、私もいろいろ打合せした中で話になったんですが、コロナが収束しないで1年間続くとは、ちょっとこちらも、振興公社のほうでも見通しが甘かったようです。おさまったときにすぐ稼働できるようにここら辺をかけていたようであります。

6番 資料の説明の冒頭に、課長のほうから大変昨年度は苦しかったという話をお伺いしました。確かにそのとおりだと思いますけれども、全体的に見ますと、ふるさと納税の事業が加わったことによって、かろうじて純利益が出たということで、ふるさと納税の事業が加わらなければ、単純計算でもマイナス250万ほど赤字になっているという状況でございますが、それはそれとして、1点だけお伺いします。6ページでございます。貸借対照表でございますが、資産の部の売掛金3,300万、昨年度よりかなり増えてございますが、この売掛金の内容についてお伺いします。

まちづくり課長 これにつきましては町の委託金、議決いただきました1,300万、ここにもう入っています。あと、ふるさと納税で4月以降に入ってくる精算金、2年度分なんですが、そういうのもも入っておるものです。以上です。

6番 売掛金の中に町からの1,300万が入っていると思いますけれども、そういう性質のものなんでしょうか。売掛金に入れるべきものなんでしょうか。ここで処理をする性質のものなんでしょうか。ちょっと私、その辺分らないで、課長のほうからそういう説明があったので、分かればお伺いします。

まちづくり課長 売掛金は、主にイメージとしては商品売って後々入ってくるといったものになってくると思うんですが、温泉のほうで税理士に相談して、この町委託金とかふるさと納税の手数料等々は売掛金に入れていいという確認を取っているところです。

6番 今、課長がおっしゃるように、売掛金というのは売上げた後で入ってくるものという性質のものですが、町からの1,300万というのはそういう性質のものなのかなと、今ふと思ったものですから、ちょっと分からないので、分からなくて聞いていて申し訳ないんですけども、どうなんでしょうか、その辺。

まちづくり課長 これについては、私も打合せというか聞き取りのところで、今のような売掛金というのは商品を売って、後でお金が返ってくるものではないのかと聞いたんですが、温泉の収支の関係上、町からの委託料、そういったものが当然収入として入ってきますので、この資産の部の項目の中では売掛金に入れて処理していいといったものになって、商品の売掛けだけではないという説明でした。

1番 テキストはないんですけども、1つ確認したいんですけども、温泉でテニスコートと多目的グラウンドの管理というか受付業務をしているようですけども、ここにはその収支的なものとか、合計的なものにテニスコートと多目的グラウンドの使用状況というのはないんですけども、これはどこか別の課で担当しているのか、温泉が受け付けしながら、別の科で担当するのはどうなのかなと思うんですけども、1つその辺、ちょっとお聞かせください。

まちづくり課長 温泉のテニスコートの利用料については、町のほうに歳入として入ってきております。ただ、公社には受付業務、あと周辺の草刈り業務をお願いしているものであって、利用料は町の収入に入れさせてもらっています。

1番 それは場所的に温泉地内であるから受付は温泉ということであって、利益のほうは町として考えるということでしょうか。

まちづくり課長 そういった受付業務を含めて、振興公社のほうに指定管理で出しているといったことで、その利用料については町に入れるということで、お互いに取り組みを行ってきたものです。

1番 では最後に、テニスコートの利用状況についてお伺いしますが、その点、令和2年度の利用状況的なものは、どういう感じだったんでしょうか。

まちづくり課長 すみません、詳しい利用状況の資料が今手持ちにはないんですが、去年はやはりコロナの影響で団体の合宿等もなく、少ない状況で推移したと聞いております。

議長 ほかにありませんか。

5番 それでは、また13ページのほうをお伺いしたいと思います。

加工所収支の収入のほう、委託料574万9,000円、多分これ焼き鮎の販売の収入だろうと思えますけれども、間違いございませんか。

まちづくり課長 そうです。こちらは町からの焼き鮎販売の委託料を加工所のほうに収入として上げています。

5番 この収入ですけれども、これは若鮎まつりが中止になった影響で入ってきた収入になるわけです。委託料として加工所のほうに収入として上げておりますけれども、本来これは催事として収入で上げるべきことではないのかなと私は思うんですけれども、非常に違和感があるんですけれども、これは加工所の収入として計上してよろしいんですか。本来の加工所の売上げというのは全く見えなくなってくると思うんですけれども、どうでしょうか。

まちづくり課長 この計上につきましては、公社のほうでも大分悩んだところがあったみたいなんですけど、この委託料で鮎を仕入れたり加工品に使用して販売したわけなんですけれども、鮎を焼いたり加工品をつくったりというのは加工所の作業になってくるものですから、その委託料は加工所に入れたということになったものです。

5番 加工所に574万計上して、利益が加工所が黒字になったと、こういうふうなお話ですよ。昨日も全協のときに、鮎は全戸配布したらいいんじゃないかというふうなご意見も出ました。そういうふうな中で、やはり大変失礼な言い方ですけれども、うがった見方をすれば、加工所に収入として入れたいから鮎焼きをするんだというふうな見方も見えなくはないんです。だから、加工所の収入ではなく振興公社全体の催事として入れるべきではないのかなというふうに、その他催事で入れるべきではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

まちづくり課長 今のご意見のありました考え方もあると思います。臨時的、例年あるような委託業務ではありませんので、そういった催事として上げるという考え方も当然あったと思います。ただ、令和2年度については5部門でやったときに、どうしても作業が加工所といった観点から加工所に上げたというような経過でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

1番 経営状況報告でございますけれども、3ページ、4ページですけれども、最初温泉の3ページのほうの(4)食堂なんですけれども、コロナ禍の影響で、昨日は宴会等がなかったという話でありましたけれども、いろいろ職員が工面をしながら何か売上げを上げるようにということをさっきおっしゃいましたけれども、食堂自体の営業自体、夜自体やってないですよ、今。例えば昼の食事とか、例えばそこに力を入れるのであれば、夜酒を提供しなくても夜の食事提供とかの考えはなかったのか、その点お聞きしたいです。

まちづくり課長 公社については、やはりコロナの影響で休業が4月から5月、休館ですか、休館等も強いられたと。そして温泉からは絶対に感染者は出さないといった取組で一致団結して進んできたことがあります。そうした中、いつ収束するか分からない、どういった予防をすれば大丈夫なのかということも、まだまだ昨年は分からない中で、お客様は、先ほどご報告申し上げましたように、かなりの数が減っていて、夜のお客様も、ほとんど営業しても、特に飲食は期待できなかつた状況だったと思います。以上です。

1番 例えばアフターコロナ等、今後を見据えた中で、今後例えば昼の食事、夜の食事のほうに力を入れるような考えは今後あるのか、その点をお聞かせください。

まちづくり課長 まずコロナに影響を受け続けた1年ではありますが、今年度の話にも若干触れるんですけども、温泉ではテークアウトのオードブルとか、そういったことも開発して、できるだけ需要の見込める分野に食堂は努めていっています。もう既に焼き鮎とか鮎ご飯も販売を春先早々から始めておりますので、そういった需要の見込めるテークアウト等の分野に取り組んでいきたいと考えています。

議長 ほかにありませんか。

6番 すみません、数字の内容、確認でございます。

同じ6ページです。今度は負債の部ですが、流動負債、買掛金と未払金については、昨年度より大幅に多くなっております。想像するに、ふるさと納税関係かなど思いますけれども、下の預り金、670万3,098円、この内容についてお伺いします。

まちづくり課長 買掛金、未払金がかなりまずは膨らんでいると。その内容につきましては、議員のご質問のとおりふるさと納税の委託料が増えたということに関しての増になっています。

預り金のところですが、預り金については教育委員会からいただいている補助金があるんですが、それについて令和2年度から保育所の調理員さん、業務員さん方々が増えたということもあって、若干多めに最初いただいていたものです。それで、年度を終えて町のほうに余ったものを返して精算しているんですが、最初に若干多めにいただいていたということによる、ここは増になっています、預り金の増になっています。

6番 その多めにいただいているというのは、保育所なりの職員の方の手当、給料なんですか、給料。給料というのは、人数決まっているわけだから、少し多めにもらうというのはどういう関係でそういうふうになり繰りやるのかな、その辺分からないんだけど。もう人数決まっているんだから、そっちから来る分というのは、もう確定しているわけではないですか。その分余分にもらって、それを後で返すというのは、どういうやり繰りで返していく、結果的に返すわけですか。

まちづくり課長 途中採用が、例えば増える場合も想定の中に入れておかなければいけないと思っています。あとは、足りなくならないように、まずは多めに最初いただいていたと。最終的に額が年度末で確定して、これだけ不要なというか、余りましたので町にお返ししているといった内容になっています。

6番 何かよく分からないんだけど。では、最初に想定する、多めにというその人数分というのを、どうやって確定させるわけですか。適当に、今年あれだから10人ぐらい分という、そんなアバウトな感じで町のほうからもらって、じゃあ5人しかいなかったから5人返しますという、そういう当初の、引っ張ってくる際の金額の算定はそういうふうになっているの。

議長 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

議長 再開します。

教育課長 教育委員会からの出向者への負担金を振興公社のほうに出しております。その積算ですけれども、令和2年度については、先ほどありましたとおり、小中学校にプラスして保育所のほうが新たに追加になったという経緯がございます。

人件費の積算ですけれども、令和元年度から出向職員の受入れをしておりますけれども、前年比で2割増しの積算を当初させていただいております。学校と職員の関係については、時間外手当等数字的に当初で量れない部分もございますので、その分を見込んでというところと、あと、先ほどまちづくり課長からもありましたとおり、年度途中で職員が不足したり、人が増えたりというようなところも見込んでの金額を計上しておりますので、この金額で当初契約しております、最終的にお金を精算後に戻していただくというような処理をしているところです。

議長 ほかにありませんか。

1番 もう一つ聞きたいんですけれども、コテージ村にあるセンターハウスと炊事棟は、どっちのほうの収入に入っているのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 センターハウスと炊事場棟については、センターハウス利用のほうに一括してまとめているものです。ほとんど、これを見ていただきますと利用がまずなかったといったことになっていると思います。

1番 ほとんど利用がないというか、私も使ったんですけれども、どこに上がっているのかなど、今どこを見ていいのか分からなくて。まるっきりゼロとかなっているとなると、やはりどこに、炊事場というと、バーベキューとかするとコンロ代1,000円とか徴収しているわけですが、そこに例えば食材を注文すれば食材が行くということになっていますけれども、それが温泉になっているのか、センターハウス、炊事場棟と分かれているのかと聞いているので、その辺のコテージのほうで売上げがないとなってしまうと、ちょっとおかしいのかなと思ったんですけれども。

まちづくり課長 すみません。まず炊事場棟については、温泉売上げでなくてコテージ売上げの4ページのほうの合計にまずは入ってきていると。炊事場棟で利用された、例えば食材を購入したよと、そういったものであれば(5)食堂売上のほうに、コテージの食堂売上のほうに入ってきているのかなというふうに考えています。

1番 となると、この(5)食堂売上が令和2年度が全てゼロと、6月だけありますけれども、

この数字というのはゼロではないのではないのでしょうか、本来ならば。

まちづくり課長 どの部分に入っているのかについては、ちょっとすみません、今手元に詳しい資料がありません。後ほど回答させていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 1点だけお伺いします。

別資料で令和2年度舟形町振興公社の経営状況報告がございます。1ページの中に役員構成が、令和3年3月31日現在ということでございます。先ほど来、今年度に関してというような答弁も質問もありますので、ここで今年度、4月1日からの役員体制をお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 それでは、今年度、令和3年度の役員体制についてお答えします。

代表取締役といたしまして伊藤誠宏、取締役副町長菅原正春、同じく取締役としてまちづくり課長曾根田健、同じく取締役として4月から支配人に就任されました白鳥忠明、監査役としまして2名、高山富雄、沼澤 淳というふうになっております。

議長 3番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

4番 12ページ、温泉・コテージの収支なんですけれども、コロナ禍の中で軒並み減額になっているのはわかりますけれども、先ほど課長が答弁していただいたコロナの収束に向けてテークアウトをやるということでしたけれども、それも確かに必要なことなんだろうけれども、ただそれだけでは本当に起爆剤になるのか、もっとほかに何か考えはないのかお聞かせいただけます。

まちづくり課長 先ほどコロナ禍の中でテークアウトとかにもとお答えしました。やはり実際、飲食はまだリスクがあるといったところも全て払拭できていない状況の中で、テークアウトというふうな、実際伸びていく分野、伸びている分野のことを申し上げたんですが、そのテークアウトだけでは、やはり起爆剤には難しいとは考えています。

ただ、今やれること、今やらなければならないことの中にテークアウトの分野が伸びているといった、昨日の全協でもご説明したんですが、あるレストランの社長さんも、全体的にテークアウト、デリバリーの分野が伸びているんだといったことがありましたので、温泉としては、今できることの中でテークアウトと申し上げた内容でございます。以上です。

4番 確かにそれも必要だと思いますけれども、今世間を見れば、ワクチン接種が終わった後、ワクチンパスポートなるものを発行するか、今国のほうでも官房長官のほうで審査しているわけなんですけれども、例えばですけれども、やはり若あゆ温泉というのは町民の福利厚生だという観点から言っても、パスポート、2回接種したら2割引きしますよ、3割引きしますよ、町民の方に限りですけれども、そういうふうなことをして、とにかく人が、確かに今は無理なのはわかります。ただやはりワクチン接種が進んで2回接種したら、そういうものも取り

入れて、とにかく人に来てもらわないことには、この事業そのものが成り立たなくなる可能性がありますので、そういうことも1つ検討ができるのであれば、お願いしたいなと思って質問しました。

まちづくり課長 公社といたしましても、本当に利用客、お客さまをどんどん呼びたい、手段に打って出たい気持ちが本当にあります。ただ、人を集めてはあまりいけないといった状況が今ある中で、とても苦しんでいる状況ではあります。ですので、ワクチンが全て終わった辺りというようなご意見もあったんですが、ワクチンが終わったとしても感染しないということではないという、今時点でのことですので、あとは町外から、ワクチンがまだ済んでない方も来られる可能性も十分にありますので、そういったところはアフターコロナ、どうやったらいいのかといったところは、職員と検討して進めて、アフターコロナスタートダッシュが遅れないようにやっていきたいと思っています。

あと、起爆剤としての1つなんですが、やはり今年度から町で展開している、5月から展開が始まっていますワーケーション、W i - F i を各コテージ、あと温泉施設内、あとは炊事場棟、あとお子さんが遊ぶ広場、そういったところにもう既にW i - F i が敷かれています。それと併せて、ワーケーションでございますので仕事もできる、遊びもできる、そういったものを順次情報発信してまいりたいと思いますので、まずはこのコロナの状況ではワーケーション、そういったものは起爆剤の1つになるのかなと考えております。

議長 ほかにありませんか。

2番 12ページの支出のところですけども、支払手数料のところの備考欄にポロシャツデザイン料ということで、令和元年度が64万4,000円、2年度が87万9,000円ほど記載されていますけれども、これは毎年発生するものなのか、まずはお聞きいたします。

まちづくり課長 これについては毎年発生するものでなくて、昨年度のみの委託料となっています。

2番 昨年度のみというのは、昨年度は87万9,000円で元年度が64万4,000円となっているので、ここは毎年だと思えるんですけども、令和3年度は発生しないという認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 この支払手数料については、例年でいいますと温泉営業許可の申請、すみません、これは例年ではありません、これは5年ごとになっていますが、あとは温泉の水質検査、これが毎年になっています。あとは各種振込手数料も支払手数料のうちに入っていますので、こういったものが経常的なものになっています。ポロシャツデザインについては令和2年のみとなっていますので、例年では発生してこないと。

2番 昨年度もこういう話になったかと思うんですけども、備考欄の書き方ですけども、ポロシャツがまず後ろのほうにあって、さっきの水質検査等々の記載を優先したほうがいいの

ではないかなと思います。私はあくまでもポロシャツのみなのかなと思って質問したところでした。

まちづくり課長 昨年の備考欄の表記について荒澤議員からご指摘を受けていたのを、私ずっとメモしておりまして、私のメモ間違いだったかなと思うんですが、ここの備考欄については増減の理由を書かなければ駄目なのではないかなというご指摘を受けたと思っておりまして、増減の主な理由を記載したところです。

ですので、元年度に比べて23万4,000円のやつが増えた理由は、2年度にポロシャツデザイン料があったからというような理由で書かせてもらいました。私のメモが間違っていたとすれば、大変申し訳ございませんでした。

議長 ほかにありませんか。

9番 先ほど6番の斎藤議員が質問した中で、預り金についてですけれども、ちょっと私理解できなかつたものですから、自分が理解をしたいので質問したいと思います。

まず1つ確認ですけれども、預り金が増えた原因として教育関係のやつ多めに支払っておったというようなことで、こういうふうな預り金が増えたということでもいいんですか。まずそこからいきたいと思います。

まちづくり課長 令和元年度まで、そもそもこの預り金というのが法定福利厚生費とか、社会保険料、それで一旦預かっているものが預り金に上がっているんですが、令和2年度については、増えた理由としては教育委員会のものになっています。

9番 そうしますと、単純に言えば令和2年度分の教育費を多めに支払っておったと。その結果、3月31日では振興公社の預り金が増えていると。そして本体の一般会計のほうには振興公社にやったままの状態だという状況になっているわけですね。もう片方では決算をしているわけです。ところが一般会計のほうは出納閉鎖が5月31日ということですから、これが返ってこないということは、非常に一般会計の関係と振興公社の会計上、非常にまずいのではないかなということと、議案書の16ページ、教育委員会収支差引きゼロという報告になっているわけです。

当然、預り金で余っているのであれば、ここで差引きの金額が表示されてもいいのではないかなと思います。そういったところを考えていくと、振興公社の決算の内容と一般会計にちょっと変なことになるのではないかなというところで、ちょっと私、理解できないものから、この辺のもう一度確認ということで質問したところです。

まちづくり課長 振興公社から3月31日時点では預り金として持っていたと。その後、町のほうに戻すわけなんです、それは出納閉鎖期間中に令和2年度分の戻入れということで戻しておりますので、その整合性は取られていると感じています。

9番 そうであるとすれば、振興公社の決算についてもそういうふうな、戻した後の数字にして

おかなければ、片方では残っていて片方では受けている、これでは整合性が取れてないような気がするんですけども、どうでしょうか。

議長 暫時休憩をします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

議長 再開します。

まちづくり課長 ただいまの質問なんですけど、6ページの預り金については、3月31日現在の状況を表しているものですので、ここではまず預り金に670万の数字が載っていると。ここで預かっていると。16ページの収支については、ここにも載っていなければいけないのではないかとといったご質問があったんですけど、ここでは収支をはっきり、実際どれだけの補助金で、どれだけ内容に使われたのといったところをはっきり明確化、分かりやすいように上げたものでしたので、この16ページの支出のほうには預り金の金額は載せてなかったというふうになります。ここに載っていたとしても、収入で入れて支出で出しますので、結局は差引きゼロになるんですけど、このほうに計上は、分かりやすいようにしていなかったという状況になります。

議長 9番議員、いいですか。

9番 そういうふうなことであれば、1つは貸借対照表に注記としてそういうことが含まれているという表現にすべきではないかなということと、最後の16ページの表現の中には、返すべき本来の金額が差し引かれた数字での表示なんですか。ここら辺、もう一度確認です。

まちづくり課長 16ページの表につきましては、差し引かれて確定した補助金額、それをこのように使って差引きゼロになっていますといった内容で表示しています。

議長 ほかにありませんか。

1番 すみません、12ページの、先ほどの2番議員の質問にちょっと分からなかったのので聞きたいんですけども、備考欄のポロシャツデザイン料とありますけれども、このデザイン料だけで23万4,561円なのか、ほかのものも入って、その高い分がデザイン料なのか、その辺、デザイン料として使うとなると、どういうデザインをしたのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 少々お待ちください。

増の23万がポロシャツデザインのみでなくて、主な増減の理由でポロシャツデザインというふうに記載しているものです。

1番 主にとは分かりますけれども、やはり備考欄にデザイン料、増減した部分で23万上げていくわけですので、やはり23万もデザイン料にかかったのかとちょっと思ったんですけども、実際、デザイン料はTシャツをつくるのではなくて、デザインしてTシャツをつくった価格

なのか、デザイン料だけなのか、その辺デザイン料とTシャツ代どのくらいかかったか、分かれば教えてください。

議長 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

議長 再開します。

副町長 私のほうから、改めて整理をして説明をさせていただきます。

こちらの支払手数料につきましては、増減額が23万4,561円増となっておりますが、この内訳といたしまして、実際ポロシャツに係るデザインの金額といたしましては24万9,475円、これが増になったということでございます。逆に、それ以外の細かい部分での手数料の減額がありますので、相殺をいたしまして結果として23万4,561円の増となりましたが、ポロシャツデザイン料としての増額としては24万9,475円という形になってございます。以上でございます。

1番 デザイン料ということで、どこに出してのデザイン料なのかだけ教えてください。

まちづくり課長 公社を通じてデザインをお願いしたのは、東京の業者というふうに把握しています。デザイナーのほうに把握していますので、若干金額は高めの金額になってきているということでございます。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

2番 ちょっと今のところですけども、当初計画で、このポロシャツのデザインを変更するという計画はあったのでしょうか。

まちづくり課長 これは、当初から見込んでいた委託でございます。昨年、コロナの影響によって、まず若鮎まつりが中止になって、鮎の売り先がなくなったと。そういったことで、町のPRも含めて鮎の売り先を探さなければいけないと、売り方をしなければいけないといった中で出てきた事業、がんばれ特産品応援事業といった臨時交付金を使った委託事業だったんですが、その中に当初から40回の若鮎まつりを目指して当初おりましたので、ドライブスルーになったとしても、まずはポロシャツの……、町の委託に最初に入っていたものです。
(「当初からあったということだね」の声あり)

町長 ただいまのポロシャツとTシャツのデザイン関係につきましては、長年、39回大会までは同じデザインの鮎が2匹踊っているようなデザインでございました。第40回大会を契機に、デザインを一新したらいいのではないかとということで、デザインを新しくするというので、臨時交付金を使って、このデザインをつくったと。本来であれば、昨年、皆様方からも来ていただいて、お披露目するところであったんですが、デザイン料だけここに計上して、物は

まだ皆様方にご披露できていないというのが現状でございます。

残念ながら、今年度も若鮎まつりが中止になっておりますので、令和4年度にしっかりとコロナが収束して、新しいデザインのTシャツ並びにポロシャツがお披露目できるものと思っております。

2番 臨時交付金を使ってということは分かりました。当初計画でデザインを変更してつくるということですが、あとは先ほどの別の答弁で、こんなにコロナが長く影響するとは思わなかったというのがあったんですけども、それは確かに誰もが思わなかったと思います。

ある企業のえらい方の社長さんですけれども、乾いた雑巾を絞れというふうな合理化の言葉があると思うんですけども、やはり判断は多分難しいと思うんですけども、こういうふうな状況で経営状況が厳しい中で、中断するというふうな決断もあったのかなと思うんですけども、あくまでも国の補助金ということで、その辺は難しいのかなと思うんですけども、やはり厳しい経営状況のときには、少し我慢をするというふうな考えもあるかと思うんですけども、ぜひその辺を頭に置きながらですけれども、経営をしていかなければならないのではないかなと私は思っているところです。

町長 2番荒澤議員のおっしゃられるとおりでございます。やはり絞るところは絞ってというところでございますが、やはりアフターコロナを見据えた中で、デザインを一新することも、臨時交付金を使って新しい生活様式というふうなことで、国のほうでも推奨しておりますので、最大限町の財源を使わず、国の財源でこういったことをやっているということをご理解いただきながら、しかしながら、議員の先生方がおっしゃられるとおり、やはり経営努力というものについては、幾ら町民の保養施設ということがあったとしても、しっかりとやっていかなければいけないと思いますので、その点は肝に銘じて今後とも経営に当たっていただけるよう、私からも指導をしたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第2 議案第29号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について

議長 日程第2 議案第29号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑は一括して行いますので、ページ、款項目を明言され簡潔にお願いをいたします。

7番 それでは14ページ、新型コロナウイルス感染症対策費の中の1項目め、コロナワクチン接種対策事業に当たるのではないかとということで質問させていただきます。

これは大きい範囲のあれになりますので、そう思って聞いていただきたいと思います。

全員協議会、昨日開催したわけですけれども、町長の説明等が多少気になった部分がありましたので、私、山形県の防災危機管理課というところに、どうなっているんだということで3点ほど質問をしました。ワクチン接種担当の女性の方から回答をいただいたんですけれども、まず初めに聞いたことを言って、それから質問に入りますけれども、町長の答弁の中に、昨日の説明の中に、接種するワクチンの配布の状況が分からないと。だから予定の立てようがないというご説明があったものですから、まず1つに、ワクチンの配布状況はどうなっているんだと、こういうふうに質問いたしました。そうしたらこういう回答です。

65歳以上の方への、舟形町は2,207人と言われているんですけれども、その分以上のワクチンは6月末までに全市町村に配布予定だと、こういう答えでした。ですので、6月末までにはワクチンは舟形町には入ってくると、こういう見通しが立っているんだろうと思います。

2つ目に、町内にあるえんじゅ荘とか、ほなみとか、光生園とか、そういったところに町外の方が入っている方への接種、これをやってしまうと、65歳以上の方の分を食ってしまうと。職員の方も受けているという報告がありますけれども、それはそれでいいんですけれども、その町外の方とか、65歳以上にならない方に接種した分って県は補償してくれるんですかと、まず聞いてみたんです。

そうしたら、そういう考えはないと。ないというか、副町長、首かしげていますけれども、県には国から2週間置きに随時配布されている状況なので、それが入ってくれば市町村に振り分ける、そういう段取りをしていますので、そういう足りない分はそういったところで補ってほしいと、こういうような回答でした。

そして3つ目に、例えば舟形町には1人しか医師がいないので、2人、3人と医師がいるところとでは接種の状況が変わってくるのではないですかと。そうなった場合に、舟形町から例えば医師の要請なり何なりがあった場合、県は対応する気がありますかというふうに聞きました。そうしましたら、それは医師会にまず相談してくださいと。そしてそれが駄目なら、保健所に相談してくださいと。それが駄目だったら県は対応を考えますと、こういうふうな対応でした。これは聞いたので間違いないと思います。

ということで、第1問目のコロナワクチン接種に関しての質問をしますけれども、この状況を踏まえて、我々に5月19日に出してくれた資料の中では、5月23日に1箱入ってくるといふ予定になっていて、その前は4月23日、4月29日と1箱ずつ入ってきていると。23日には

予定になっていると。今、6月に入ってきているわけですがけれども、今現在、町ではどのような箱、在庫状況になっているのか、そこら辺のところをまず質問したいと思います。

健康福祉課長 ただいまの件にお答えをしたいと思います。

ワクチンについてでありますけれども、4月当初に当たりましては、国のほうでも入荷状況が少ないということであったんですけれども、町では4月24日から高齢者施設を皮切りに始めたところでありまして。

その中で、ワクチンのお入荷につきましては、先日の、今佐藤議員からもありましたけれども、5月20日の全協でお示しさせていただきました資料にも記入してありますけれども、4月23日に1箱入荷しております。あと4月29日に1箱、あと5月23日に1箱、そして5月30日にその後1箱入荷ということで、現在、町のほうには今4箱のワクチンが入荷しているということになっております。

7番 そうしますと、1箱たしか前回、何人分だという説明を受けていますけれども、今すっかり忘れてしまいましたけれども、多分高齢者、65歳以上の該当者2,000人分ぐらいの受けるぐらいの数は確保できているのかなと思います。それに基づいてこの計画というのを立ててくれているんだと思うんですけれども、ここに、近頃ワクチンの供給体制が、やはり慣れてきたかして整ってきているのではないかなと思う節があるわけです。

つまり、町も改善して接種体制をもう少し早めにできないのかなと、改善点はないのかなと思うところもあるわけですが、そういった改善点、なるべく早く希望者に接種できるという、そういう改善点の話し合いなどしているのかどうか、そこら辺のところを質問いたします。

健康福祉課長 ただいまのご質問ですけれども、集団接種については5月1日からスタートしておりますけれども、最初、3月終わりに模擬訓練などもしまして、どういう体制でできるのかというところを検討して本番に向かったわけですが、本番に向かった結果としても、回数をするごとに反省会的な、終わってから、をしまして、ここはこうしたほうがいい、あしたほうがいいというところで改善は常々実施しております。

具体的には、当初入口付近でまとめてげた箱に靴を入れていただくという話のところ、時間ごとに区切って靴置場を設置したり、あとは誘導に関しても問診の部分を、今保健師さんとあと先生のところと2か所するようにしておるわけですが、当初は待合室と保健師さんの問診の部分を別々にしておったんですけれども、移動の際に滞るといったことがあったものですから、そこを部屋を一緒にするなどして、誘導の際の滞りがないようにしたりとかということで、改善を図っております。

またその中で、時間を分けてご案内しているわけですが、2時以降、3時ぐらいのところでは、順調に待つている人がいなくなるということもありますので、既に予約を

取っている部分についてはなかなか変更することが難しいんですけども、新たに予約を取る部分については、その部分に人数を多く予約数を増やしたりとかということをしておりまして、一番最初は150人から始めたんですけども、現在では大体190人前後の方から接種をしていただくというふうなことができております。

それにつきましても、役場のほうでただ変更しているわけではなく、武藤先生と、あと武藤先生のところの舟形クリニックのスタッフの方と打合せをして、武藤先生の意向を聞きながら変更しております。

何分、当然コロナ禍の中で密にならないようにということで、そういった対策も必要ですので、人数が多ければいいというものでもない環境ですので、そういった密なんかも注意しながら、できる限り早く、そして一日にできる接種人数を多くできるように改善しながら、今現在やっているところでございます。以上です。

7番 非常事態に大変な苦勞をされて、知恵を出してやってくださっていることには感謝いたします。

そして、その中で、結局は武藤先生という方、やはり本当にご苦勞されてやってくださっていることに本当に感謝するんですけども、やはりこれが医師2名体制とかになれば、今後もっともっと整ってくるであろうワクチン供給体制に則した接種体制がもっと確立してこれるのではないかなと思ったので、さっき言った医師の派遣を例えば医師会とか、近隣市町村の手の空いている医師に協力していただくとか、そういった対応も必要なのではないかなと思うわけです。

県では、今ファイザーワクチンあれですけども、今度はモデルナが承認されるということで、大規模市になると思うんですけども、集団接種に関してはモデルナを割り当てるという考えだそうですから、ファイザーとかの分はもっと市町村に入りやすくなるのかなという、想像ですけども、そういうふうに思っているところもありますし、問診する医師の確保ができれば、まだまだ早い時期に接種ができるのではないかなと。これを今日の山新でも、そうした体制を強化して10月、11月頃には全ての希望する国民になんていう記事も出ておったようです。

ですので、舟形町は今後も医師1名の体制で、その状況に合わせた形での接種しか考えていないのか、いくのか、それを私は改善すべきだと思うんですけども、そこら辺の考えをお聞かせください。

町長 まず県の窓口、ワクチン関係については健康福祉部のワクチン接種課というものがございますので、危機管理のほうについてご質問されたということなんですが、一般的な話としては防災の危機管理のほうでもお話ししていただいたのだと思うんですが、まず窓口は健康福祉部であるということ、まず承知いただきたいということと、それから、基本的に金山

さんがああいう形で新聞等に出た、マスコミに出たということで、多分町民の方もそういうふうに関心を持たれているのかなと思うんですが、人口規模的にいくと、金山さんにつきましては、私どもとほぼほぼ同じぐらいのところなんですが、高齢化率につきましては36%台と、私どもが40. 数%ですので、大体200人以上高齢者の方は少ないという現状がございます。

それから大きく違うのは、金山には町立診療所というものがございまして、そこに先生がいらっしゃると。郡内を見渡しますと、町立病院、町立診療所があるところのほうが、そこは町長なり村長の命令で接種ができる関係上、早く済んでいるかなと思っております。

先日、佐藤町長それから加藤村長とお話をさせていただきましたら、加藤村長も65歳以上の方々についてはほぼほぼ終わりでございまして、ワクチンが64歳以下の方々のめどが立ったらそちらのほうも進めていきたいということで、体制的には土曜日、日曜日を使った週2日体制でやっているということでございました。

佐藤町長からお話を聞くと、月曜日、火曜日の平日の午後と、それから土曜日は隔週だと言っておりましたけれども、日曜日ということで週4日体制が取れたということで早く終わったということでもあります。

同じ診療所を持つところでも、平日の午後から取れるというふうな時間的余裕があるところと、平日はやはり大蔵さんは診療所が多く患者さんがいるということでできないという状況でも、3,000人ほどの人口ということで、高齢者の数が少ないということで早めに終わる見込みだということだと思っておりますが、やはりそういった事情が違うということ、まずご認識いただきたい。やはり金山の診療所に一般会計から毎年2億円ぐらいずつ繰り出しをしている、そういう状況でありますので、舟形町は公設民営ということで、極力そういった医療関係については歳出を抑えているという中で、武藤先生のほうから舟形クリニックを開院していただいていると。幸いにも、武藤先生のほうから集団接種についてご協力をいただいているということ、さらには舟形調剤薬局のラッキーバックさんのほうからも、1バイアルに生理食塩水を詰めて注射器に入れる作業等をご協力いただいている。さらには県立の看護師さんのOBの方、町の保健師のOBの方、それから多くの職員の方々が土曜日も出ていただいて順調に進んでいるというふうに私は認識をしております。ただやはり、先ほど申し上げましたとおり、金山さんがそういう形でいくので、昨日は遅れているという表現がありましたけれども、少し遅いという表現だとすれば、そういう形なんですが、国としては7月までに65歳以上の方を接種を終わらなさいということであります。ただ一方で集団免疫力を高めるということでいけば、一刻も早く終わったほうがいいわけですので、今後、行政報告の挨拶の中でも申し上げましたが、16歳までの集団接種が12歳まで引き下げられました。これらのことを踏まえながら、町としましても教育委員会のほうにどういう接種の方法をするかということ、さらには今まではお年寄りだったので時間的な余裕がある程度こちらの指

定する日でするんですが、今後64歳以下、さらには現役で働いている方々、高校生という方々になってきますと、非常に木曜日の午後、さらには土曜日の午後というふうなことだけでは非常にまずいというか、なかなか接種できる人が増えていかないのではないかとということで、今のところ、例えばの状況なんです、木曜日の5時までしているものを8時ぐらまでとか、土曜日も5時のところを8時までするとか、併せて武藤先生には、日曜日をやっていただけないかというようなことで、今のところお願いをしているところでございます。

正式に決まれば、今後そういうことで進めていきたいんですが、何せまだ64歳以下のワクチンの供給のめどが立っていないという現状でございますので、ここはワクチンとそれらを見合いしながら進めていきたいと。

ちなみに医師の増強の話でございますが、新庄市については独自の自前の診療所、病院を持っておりません。新庄市が最上地区の医師会にお願いをしながら、かかりつけ医というふうなことで開業医の先生方、さらには集団接種も考えているようでございます。やはり大きなところを早く進めていかないと、集団免疫力も上がらないのではないかとというふうな思いもございます。かといって舟形ばかりというところもありますけれども、基本はまず武藤先生で足りないのかどうか。さらには最上地区の医師会にご協力いただいて、できるものかどうか、さらには保健所のほうにお願いしたときに、保健所のほうでどういった協力をしていただけるのかということがまだ分かりませんが、かなり県の協力体制については、入院患者等感染した方々の手当てというふうなものがありますので、接種についての協力というのはなかなか難しいのかなと思っております。

また、確定したことが少なくて、これから進めていかなければいけないということでありますので、随時できる限り早く終了できるような方法を職員一丸となって、さらには武藤先生、舟形調剤薬局と協力しながら、終わることができるよう努めてまいりたいと思っております。

議長 佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許可します。

7番 非常事態の対応で、まず大変苦慮されているということは十分認識しており、その体制には感謝申し上げます。

そして、今のところ武藤先生の勤務体制を延ばしてという、そこでやはり心配事が過剰対応というか何というか、そんなことはないと思いますけれども、医療ミスとか、あまりにも1人に頼りすぎて、働かせすぎてというところを心配する声もありますし、そこら辺のところは、やはり困っていれば医師は当然助けてくださるという気概はやはり持っていると思いますので、そこはやはり町は少し考えて、やはり医師の確保、これをただ言うだけではすけれども、前任の原田先生にお願いしてみるとか、もういいでしょうし、医師会を通してというなら、医師会にやはり相談してという、そういうふうな方策というのはあるかと思えます。そ

こをぜひ過剰にならないように、やはりしていただきたいなと思います。

あと余談になりますけれども、保険福祉課のほうがあれですという、そういう町長答弁しましたけれども、保健福祉課にも聞きました。ただ最初に防災危機管理課のほうに電話してしまったので、こういう話になりましたからはっきり言いますけれども、私の質問した答弁が違いました。だから、どっちが本当なんだと聞き直して今日質問しています。だから、県がコロナという危機に対応するときに、各課によって答弁することが違ったのでは駄目でしょうというふうに言うておきましたので、これは保健福祉課に聞いても危機管理課に聞いても同じ内容のことが返ってくるはずです。以上です。答弁をお願いします。

町長 健康福祉課のワクチン接種課につきましては、国のほうから来るということでありますので、その再配分といいますか、そちらについては私どもの権限ではないということであるようでございますので、そちらを明確に本来はしていただいて、ルール化されれば、当初の要望すれば必ず来ますよというふうなうたい文句があったものですから、我々は1箱ずつやっておったんですが、やはりそうでないということ、第6、第7クールと2週にわたってワクチンが来なかったということでございます。

やはり1箱について195バイアル、1箱に195瓶が入っているんですが、そこでやはり、まずは5人分取れるわけです。そうすると975人分なんですが、2回接種しなければいけないということで487人分でやるわけです。そうすると、2,000人を超える65歳以上の方でいけば4.3箱ぐらい必要になってくるわけです。そこに先ほど言いました町外の方、さらにはそこに勤められている町外の従業員の方ということであれば、やはりそこは足りなくなってくるという現状が間近にあったということで、第8クールについてはぜひ1箱もらわないと、今まで予約をしていた分も予定どおりいかないというお願いを県のほうに申し上げたところでございます。

やはり最初申し上げましたとおり、要求すれば1箱ずついつでも必ず来るという約束の下にこの予約とか集団接種の計画が始まっておりますので、そこをしっかりと国も県も守っていただければ、我々はそこを淡々として実施していくということだけだと思います。

ただ、来るのが1瓶とか2瓶とかは来ないので、必ず1箱単位です。そうすると、どうしても残りの瓶が余っている町村も出てくるかもしれませんし、そこら辺は今後、今のところ町外に、うちのほうに提供していただいたワクチンを町外に出すということはまかりならぬというところもあるようでございますので、そこら辺の融通が今度どういうふうにされていくのかは、今後県なり国の状況を見ながらやらないとまずいのかなと思っております。

いずれにしても、できる限り集団免疫というものを高めていくためには、一刻も早く対象となった町民の方にワクチン接種を進めていくという方向については、武藤先生をはじめ先ほど申し上げました関係の皆様方からのご協力をいただいて、一丸となって進めてまいり

ますので、その点についてご理解をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 14ページ、15ページ、2款1項5目財産管理費管理事業、ここについてお聞きします。

これは、除雪機械の購入ということですが、別紙に主な事業内容ということで説明が
ございます。

平成元年度、猿羽根山体験実習館に購入したものが、令和3年3月に故障したために新たに
除雪機械を購入したいということだと思います。その故障した機械を修理して役場周辺の除
雪に使用したいというような内容で理解してよろしいでしょうか。

総務課長 今回予算を計上した内容につきましては、新たに除雪機械を購入したいという目的で
の予算の計上でございます。

故障した内容については、歩行が困難という故障の状況で修繕の費用も多額になるというこ
とでございまして、更新のための予算ということでございます。

3番 それでは、歩行困難で使えないのであれば、役場周辺除雪で使用の予定というのは、これ
はどういうことなのでしょう。

総務課長 故障した除雪機械につきましては、現在、備品台帳上で猿羽根山体験実習館というこ
とで、当初猿羽根山のスキー場とか実習館、冬期間も営業している中で整えた除雪機と考
えてございます。それが冬期間実習館を営業しなくなったと、スキー場も閉じたということが
ございまして、その機械を冬期間は役場に持ってきて、役場庁舎の周辺の除雪のために使用
してきたということでございます。よって、このたびの機械については猿羽根山体験実習館
の除雪機械を廃止をして、新たに役場庁舎で使用を主に行うという目的のために購入をする
関係で2款のほうに予算を計上したということでございます。

3番 歩行が困難で使用不能という、先ほど答弁があったんですけども、それを修理して役場
周辺で使うというようなことなのでしょう。再度、ちょっといまいち理解できないので。

総務課長 最初の質問、改めて回答させていただきますけれども、歩行困難になった既存の除雪
機械については廃棄をするという方向で考えてございます。これを直してということで使用
するものでなくて、新たに購入をしたいという予算の計上でございます。

議長 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

議長 それでは再開をしますが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

一般質問の質疑に入る前に、振興公社の経営状況報告の中で、まちづくり課長から追加の答弁があるということなのでお受けをします。

まちづくり課長 すみません、少々お時間をいただきまして、叶内議員からご質問がありましたテニスコートの令和2年度の使用状況と、あとは炊事場棟の使用料とかそういったものはどこに入っているのかといったご質問にお答えできなかったものですから、資料を取り寄せております。

まずはテニスコートの使用人数、令和2年度なんですけど252名。元年度は1,149名。これぐらい減っております。

あと炊事場棟の使用料はどこに入っているんだということだったんですが、参考資料4ページのコテージ利用料のところにもう入れてしまっているということです。(1)の、この金額のほうに入っていますということで、コテージ宿泊の方が結構多い、炊事場棟を利用する方が多かったものですから、コテージ利用料に入れていきますということでした。

食材を頼んだり、そうしたときに温泉のほうから焼肉、バーベキューセットとかそういったものを提供するんですが、基本的にはセンターハウスの食堂から提供しております。6月に4,800円と入っているんですけども。そのほかゼロというのはどういうことかといいますと、やはり多忙期とか職員の配置の関係で、温泉の食堂から提供する場合もあると。センターハウスが常時稼働していないという状況がこれまでであったものですから、温泉の食堂から提供したバーベキューセットは温泉食堂の売上げに計上していますといった内容です。以上で報告でした。

議長 それでは、引き続き議案第29号一般会計補正予算の質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 それでは24ページ、鉱害復旧事業費ということで、ユスナゴ地区において発生した亜炭坑道に起因したという、これは農地陥没の復旧と書かれてありますけれども、これは農地だから鉱害復旧をするのか、例えば山林を持っている所有者があるところもあると思うんですけども、そういったところも含めて農地以外のところでも鉱害復旧というのをやるのか、そこら辺の考え方について質問いたします。

地域整備課長 鉱害復旧事業につきましては、農地及び宅地になっております。山林については復旧対象にはなっておりません。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 コロナ関係で17ページです。

17ページの番号24番、成人式参加者PCR検査費用助成補助事業123万円ですが、この事業の対象者は何名いて、検査の方法はどのような方法でやるのかお伺いします。

教育課長 まず対象者でありますけれども、昨年度と今年度の成人式の対象者、それぞれ41名ずつということで合計82名が対象となります。検査の方法ですけれども、対象者のほうでPCR検査を受けていただいて、その経費及び証明書の発行費等も含めて、そちらの領収書をいただきますして、その後補助金としてお返しするというようなことで、今計画しているところでございます。

6番 そうしますと、この82名の方に通知を出して、それぞれその場所で勝手に検査をしてくださいという、検査した費用については補助しますよというやり方なんでしょうか。単純に82名というので123万を割ると1万5,000円ほどになるだけけれども、1万5,000円、これは民間でやる検査なんでしょうか。

教育課長 41名足す41名で82名で、検査費用としては1人当たり1万5,000円を見ております。上限として見ております。検査方法ですけれども、やはり一応82名を対象にはしていますけれども、最終的に県内の方とか地区の方を対象にするかというところは、今後精査していきますけれども、なお仮にコロナで陽性になったといった場合は舟形町に来られないんですけども、そういった場合でも補助の対象にするという考えでおります。

6番 感染拡大の観点でこういうことをやるのであれば、もっとしっかりした体制といいますか、県内在住であれば、私が前に提案した県の検査センター、そこに集中してやるとか、そういう方法をやらないと、どうぞやった人には補助金上げますよでは、せっかくやる事業が、このお金123万使った成果が出ないのではないかなと思うんですけども。

教育課長 今回考えております成人式の参加者につきましては、PCR検査の陰性証明が前提としております。それから、PCR検査を受ける時期等も、どうしてもあまり先に受けてしまっても意味がないというところもありますので、全国に卒業生はいると思っておりますので、その方が各自で参加したいという方であれば、かつ各自で対応していただいて証明を持って参加していただくというふうなことで、ウェブでの参加も検討しておりますので、そういった参加を選ばれる方は受けないということになるかもしれませんが、できる限り教育委員会でも参加したい方が参加しやすい環境で制度設計したいと考えているところです。

議長 ほかにありませんか。

6番 何かちょっとPCRにこだわって申し訳ない、前回提案して勝手にやれと言われたものだから、私やってきました、5,000円で。そういう安価なやつもあるので、それはいいとして、課長の答弁で、そうしますとPCR検査を受けてない方、陰性証明書を持ってない方は成人式に参加できないんですか。であれば、そのほかに町長なり副町長なり教育長なり、参加する方はPCR検査をしなくていいという考えなんですか。やるのであれば徹底してやったほうが感染拡大の防止になるのではないかなと思って言っているつもりなんです。町長、どうでしょうか。

町長 さきの議会でもPCR検査についてご提案いただきましたけれども、今回の成人式については、できる限り町外、県外の方々も参加できるような成人式にしたいということで考えておきまして、教育委員会のほうでは、それではやはり都会から舟形町に帰ってきた場合、家族であったり周りが迷惑する部分もあるのではないかと懸念があったために、PCR検査を受けて陰性であるということを1つの証明として成人式に参加するということで、PCR検査の陰性証明をお持ちでない方は、残念ながらウェブ会議であったり、参加できないということにするということで考えたようでございます。

その対象は82名ということなのですが、少なくとも本町からは感染者が出ていないということから考えて、町内にお住まいの方はPCR検査要らないのではないかとこの見方もありますし、県内でも大丈夫なのではないかとこのことで、担当課では今検討しているようございます。

いずれにしても、町長以下全部受けるべきではないかということではありますけれども、やはりその点については、町内で感染者がいないということ踏まえて、PCR検査全ての人がするところまではやらなくていいのではないかと考えております。

議長 6番議員、よろしいですか。ほかにありませんか。

5番 17ページになります。17ページの17番、飼料用米生産転換緊急支援事業、これ300万になっていますけれども、大体これは何ヘクタールぐらいを見込んでの金額なんでしょうか。

農業振興課長 74ヘクタールを見込んでございます。

5番 飼料米につきましては、この間、町のほうでもチラシを配ったとか、それを出しましたよね、飼料用米に転換したほうがいいのではないかと。その案内を出しても74ヘクタールと、このような数字しかなかったと、そういうふうなことなんですか。

農業振興課長 この事業の趣旨といたしましては、加工用米について価格の下落が非常に懸念されるというふうなJAからの申出がありまして、そちらそもそも加工用米に申し込んでいたものみの転換を対象としておりましたことと、あとは昨年度まで飼料用米を生産しておりました方々について引き続き取り組んでいただきたいという意味で、主食用米の転換を目指したのではないというものなので、このような数値になってございます。

5番 先日の全協での説明の資料には、これははえぬきというふうな説明の中にありますけれども、対象となるのは、やはりはえぬきに限った品種だけなんですか。

農業振興課長 現在申込みを受け付けておりましたのがJAさん分のみとなっておりまして、JAさんのほうでいろいろ話を詰めていきますと、倉庫での保管の関係で品種が複数ございますと非常に場所がなくなってしまうと、ただでさえ倉庫事情が厳しい状況でございますので、はえぬきに統一したいという意見がありましたので、そのようにしてございます。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは22ページ、農業用施設災害復旧費ということで1,147万円、平沢ため池の廃止工事。ため池の廃止工事というのが、ちょっと私聞き慣れない工事なものですから、どういった工事になるのかの概要説明をお願いします。

地域整備課長 平沢のため池につきましては、堤防と県道を兼用しているようなことになっております。平成30年災害で堤防と県道が決壊しておりまして、さらに令和2年の豪雨で浸食増破しておりまして、かなり状況が悪くなっていると。県道を復旧して、ため池に水をためないように横断暗渠で水を抜きながら県道を復旧するというような工法になります。

簡単ですが、以上です。

7番 一応これ、農業用施設となっているものですから、そのため池による農業者の受益者が、災害なので負担はないかと思うんですが、農地に対する水の供給等とかは大丈夫だと、そのため池がなくなっても大丈夫だという判断がなされたということによろしいのでしょうか。

地域整備課長 平沢ため池につきましては、ため池の上流約100メートルにもう一つ大きなため池があります。さらに下流のほうに砂防ダムがありまして、2か所に水をためて現在かんがいしているような状況でございまして、地元との協議の結果、その部分は廃止しても大丈夫ですという回答をいただいております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議第4号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長 日程第3 発議第4号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第5号 舟形町議会地域活性化特別委員会の設置

議長 日程第4 発議第5号 舟形町議会地域活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をし、舟形町議会地域活性化策特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、舟形町議会地域活性化特別委員会を招集いたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時26分 休憩

午後1時30分 再開

議長 会議を再開をいたします。

舟形町議会地域活性化特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告願います。

8番 特別委員会正副委員長の互選の結果を発表いたします。

舟形町議会地域活性化特別委員会で慎重審議した結果、委員長に奥山謙三議員、副委員長に石山和春議員と決定をいたしました。

これで報告といたします。

議長 ただいま報告がありましたように、舟形町議会地域活性化特別委員会の委員長に奥山謙三議員、副委員長に石山和春議員が選任されました。

舟形町議会地域活性化特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時31分 休憩

午後1時31分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配付いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 閉会中の継続調査申出

議長 追加日程第1 舟形町議会地域活性化特別委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。舟形町議会地域活性化特別委員会委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。舟形町議会地域活性化特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、舟形町議会地域活性化特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第5 議員派遣の件

議長 日程第5 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 （朗読、説明省略）

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長より挨拶

挨拶の申出がありますのでお受けいたします。

町長 令和3年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

6月8日から3日間の日程で、報告が1件、予算の補正が1件、合計2件の案件につきまして、原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。

本定例会において、一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後1時35分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 斎 藤 好 彦